

近世後期房総社会事業史の研究（一）

長谷川 匡 俊

はじめに

わたくしは前稿で、初代千葉県令柴原和の救済論と救済施策を軸にすえ、「明治初頭における千葉県の救済制度概観」と題するささやかな考察を試みた^①。柴原の施策は開明的な側面をそなえながらも、新政府の地方官僚にふさわしく国策尊重の色彩が濃厚にみられた。そこでわたくしは、その柴原登場以前に、しかも柴原のような官僚的発想からではなく、もっと土着の、そして民間レベルでのすぐれた救済論や救済事業はなかったのかと、逆に時代を若干さかのぼって考えてみたいと思った。その際まず着目したのが、宮負定雄（一七九七～一八五八）、大原幽学（一七九七～一八五八）、鈴木雅之（一八三七～一八七二）の三人である。この三人物をとりにあげた理由には大きくわけて二つある。一つは、三人がその身分や立場の相違をこえて、一様に幕末期房総農村の荒廃を膚で感じ、その現実を見つめ、高い倫理性に支えられながら、農村における農民の自立と救済に真剣に取り組みつつ自らの行動と思想を鍛えていった人達である点にあり、二つには、かれらの実践と思想的営為を伝える史料が、他者にくらべ比較的整理されたかたちで残存しているという研究上の利点である。

つぎに、思想ないし理論としての影響力やその評価を問う以上に、崩壊期封建村落の危機的状況のなかで、実際に救済活動（施策）を展開した注目すべき人物を六人取りあげた。伊能忠敬（一七四五～一八一八）、山崎由良治（不明）、堀田正睦（一八一〇～一八六四）、大高善兵衛（不明）、平山忠兵衛（一八〇七～一八六二）、平山仁兵衛（一八二七～一八八九）がそれである。かれらの救済活動（施策）は、伊能忠敬・堀田正睦を除いて殆どの場合育児事業に集事し、そこに顕著なものを見とどけることができる。

では、房総農村を背景とした以上九人の救済論や救済事業が、後代つまり明治以降の千葉県の救済行政や慈善に関する民間レベルの意識と行動の変化にどのような影響を与え、継受されていったものであろうか。この点については残念ながらも、確かな答を出すことができない。しかし、柴原和をしてその名声を高らしめた育児政策一つを取りあげても、そこに幕末期房総農村における墮胎・間引の悪弊と闘った山崎・大高・平山等の教育活動を正しく継受した跡がみうけられることは否めない。今後、たとえば鈴木雅之の『治安策』や『民政要論略編』（この書は明治元年宮谷県令柴山氏に上呈している）等に示される民政の構想と、柴原和の『県治方向』・『県治実践録』等に見られる県政の方針・実践の回顧と展望とを詳細に比較検討してみることによって、千葉県における救済論の系譜とも云うべきものを明らかにすることができれば、などと思いをめぐらす次第である。本稿は、いうまでもなくそうした考察の前提としてアウトラインを描いたにすぎない。

最後に、幕末期房総農村における救済論及び救済事業の上に果した平田国学の影響がいかに大きなものであったかを述べ、本論ではとりあえず以下のごとく各人ごとに整理してみた。

註

① 『淑徳大学研究紀要』第六号。

一、伊能忠敬の救済事蹟

伊能忠敬は、延享二年（一七四五）年正月十一日に上総国武射郡坂田郷小堤村の庄屋神保利左衛門貞恒の第三子として生まれた。忠敬が北総の一名望家伊能氏の養子となったのは一八才の年（宝暦一二）である。伊能氏の先祖は、大同二年（八〇七）に景能なるものが、平城天皇の勅によって下総国香取郡大須賀荘に下り、伊能村に住したので、その時から伊能を以て氏とすることになったという。景能から二六代の朝辰は伊能の地に城を構え、その曾孫景信は下総国矢作領主国分氏の後見として矢作城に拠った。永禄中に景信は里見氏と戦って利なく、嫡子景久はその後常に国分氏をたすけ、ついに伊能村から佐原郷にかえってその地を領することになった。天正の初め頃、家を嫡子景常に譲って帰農し、天正八年（一五八〇）に金田氏、小林氏と相議して国分氏に請い、佐原郷新宿を開いて新たに市場を立て、その繁栄をはかった。これが佐原における伊能氏の始祖である。天正一八年（一五九〇）に北条氏が亡び、その後関東を領治した徳川家康は国分氏の旧領をあげて代官に所管せし

め、景常をこの地の公事租税を司るところの割本役とし、幕府の菜鮭御用を命じた。さらに慶長一三年（一六〇八）に国分氏の旧領地は佐原組合五ヶ村とその他若干の地を除いて幕府の直轄を離れ幕臣の知行地となった。景常はその時佐原五ヶ村の村方主宰となり、従来の割本役と菜鮭御用をやめたのである。この景常はすでに天正の末年から、篠原、津宮等の隣村とはかつて香取浦の入海に新田の開発を始め、開発した新田はことごとく貧農に分配し、また村内の貧民が租税を納められない時には景常は代ってこれを償った。かくて、新田の開発と窮民の撫育とは景常が子孫を戒めてながく伊能の家憲としたところのものである。^①以下、忠敬の編集した伊能家の歴史で、しかも出水飢饉等災害時における救恤活動や伊能家歴代の美拳を編述して子孫におしえた書物とみられる「旌門金鏡類録」^②によりながら、時代を追って伊能氏一族ならびに忠敬の救恤活動をみていきたい。

(1) まず、江戸時代にはいつてから数代にわり青山主馬知行の本田持添御料所新田の名主を勤め、村内百姓のため率先して田地開発に当り、「其時々百姓之家別に割地仕、自分は一円割地請不申、外百姓為に仕」ったといわれる。(2) 景常より四代後の景利は、若年にて父を失ない、その遺産を兄弟・親類等に配分し、自分は「常々飢人を相勞り米錢又は麦杯を内々にて夜昼差遣、百姓之内及困窮難立行候もの出来候節は、相潰不申候様見届ケ仕、数度凶作も有之候え共、村内併二百百姓えは種夫食貸附、村内並二近在迄も小百姓水吞えは米麦合力仕候て新穀出来迄為取続……百姓中御年貢不納有之節も、自分差繰取替候て被仰付候御日限迄^三上納仕候」とあるごとく、普段に村民救恤を心掛け、宝永二年（一七〇五）には、松平隼人の手伝いで「御救御普譜」の節、「凶作につき近在村々扶食取続」のため、普請々負の請願に江戸表へ出府し新嶋村々ならびに佐原組合五ヶ村の普請々負を果して、「難儀之人夫相雇ひ為飢凌一同相助」とみえるとおり、授産的手段を講じ村々の困窮を救った。こうした景利の村内における救済活動を可能ならしめた所以は、云うまでもなく伊能家の家憲を堅持した、村役人としての自己の立場の自覚によるものであった。享保五年（一七二〇）景利の手になる「先祖ヨリ申伝来候条々、諸証文所々有之覚」には、

一、百姓之内不礼慮外之者有之とて、しかり怒るへからず、元来名主も百姓も一同之民百姓也、当時名主役ハ、百姓に先達迄と心得、百姓の心になりて見る時ハ、いかりうらみもしつまるへし、

一、世間の公事沙汰を考に、多ハ欲心修高ふりより出たり、子細ハ名主自分修有之故、其身を高上におもひ、自分と威勢有らん事をおもへ共、百姓それ程に随、依之しかり不尽べしとも不用、自分の力に及ハざる故に、地頭役人へ内証手入して、其身ハしらざるふりにて糺明にあわず、然に相手百姓ニも仏性有て其事を悟り、かれかしわざなりとて、猶以恨をふくむ、内心に不断鬭諍を差はさむ、依之外之百姓も其

事をさとりて目覚しき事におもひ、終にハ百姓一同して公事沙汰に及ぶ、(中略)其身正直ニして、本心を以有の儘に執行する時ハ、自然の道理にて諸人帰復クしてあがめ来り、威徳有ハ拵事ニ無之故、互之心合、心して天命ニも叶ひ、子孫のため益有て、現世未来共ニ善心に渡るへし、^③

とみえ、そこには、領主に対する村役人と平百姓との農民としての一体観や、禁欲主義、正直の主張など、村落の指導者としての面目躍如たるものがある。(8)寛延二年(一七四九)の凶作、宝暦六〜八年(一七五六〜一七五八)の凶作時にも(2)と同様に窮民救済に当った。(4)忠敬は明和三年(一七六六)の凶作、天明元年(一七八一)七月の出水凶作に当ってその対策に力を尽し、さらに同三年には浅間山大噴火による砂降と出水が重なり凶作をもたらすと、いずれも私財を投じ窮民救助に当り、常の出水の節は水防に出精した。なお先の天明元年に忠敬は命ぜられて佐原村の名主となり、同四年の八月には名主を免ぜられて村方後見となっている。天明元年(一七八六)七月におこった大洪水と疫病の流行、米価高騰による農民の困窮に際して、忠敬は嗣子景敬と申合わせて町々に世話を置き、家数凡千五百軒のうち千三百軒余に対し、穀物米銭を数度にわたり手厚く施し、悪疫の流行を防ぐために村内に施薬をなし、質屋に資金を貸与して窮民の金融に便し、さらに村内の資産家を勧誘して賑恤を行なわせた。また関西その他の比較的豊作の地方から多量の米を買いつけて廻送し、村内及び近村の米穀商に安価で売与して人々の便宜を図った。このため、この期「天明飢饉」に各地に勃発した「貯徳之者」打毀しを未然に防ぐことができたことは特筆されるべきものである。(6)嗣子景敬については、「幼年より仁心有之、惣て物毎内庭ニて孝心は不及申、平日困窮人相勞り内々米銭合力仕相救、乞食相恵、貧家之産婦、長病之ものなど密ニ米穀不限種々心附致し、既ニ去末暮母之年忌相当候迎、村内近村新嶋村々貧家相為、密々ニ合力仕候様及承候」とみえ、景敬は、佐原村が利根川付で水損場が多く、百姓困窮に及ぶ者が多いところから、組内養育のため私費を投じて田地を求め、これを組持田地とし、「百姓之内重立候ものえ右田地引渡、其田徳を以積金ニ相満困窮之百姓為相見繼、或は御年貢御上納難相成もの相となひ、兎角漬百姓無之様心懸ケ」、荒廢していく農村の復興につとめたのである。こうした忠敬父子の業績は、のちに佐原、加藤州、津宮等の村民が評定所へ箱訴するにおよび、寛政一三(一八〇一)年の正月幕府から褒賞された。既述の内容と重複するところもあるが、次に勘定奉行において柳生主膳正から申渡しがなされた一文を掲げる。

下総国佐原村

三郎右衛門

右同人親

勘解由

其方ども儀先祖天正年間佐原村へ罷りこし住居いたし候以来、代々村方のために相成り候儀を心懸け、引継き勘解由儀右申送り相守り、村内困窮人等相憐み、類焼に逢ひ候ものへ米銭食類等合力いたし、凶年または出水等の節村内は勿論近郷までも夫食貸渡し或は合力いたし、貧窮にて年貢納め難きものへは弁納の儀取計らひ、米穀払底高値の節も窮民救ひ方の儀しなじな心を用ひ取計らひ、すべて平日村内撫育の志厚く、且つ三郎右衛門儀も幼年より孝心にて父の申す教に随ひ、代々の申送りよく相守り、公儀を重じ、地頭所を大切にいたし、平日人を勞り、村内貧窮にて年貢納め難きものは弁納いたし遣はし、または貧家の長病人産婦等へ手当いたし、類焼のものを勞り、且つ困窮にて潰れに及ぶべきもの、又は荒地起返等の手当として積金の心懸等いたし、右体先祖より數代申送り相守り、惣じて村方のために相成り候儀ども常々取計らひ候段奇特の志につき、御褒美のため三郎右衛門へ銀十枚下し置かれ、苗字は子孫まで相名乗り、帯刀は其の身一代御免なし下され、勘解由儀は銀十枚下し置かれ、苗字帯刀とも其身一代御免なし下さる。^④

右にみえるごとく、父子ともに苗字帯刀を幕府から正式に認許されたことは、いかにかれらの村政上における業績が顕著であつたかを物語るものと云えよう。この時忠敬は五七才で、すでにその前年の寛政一二(一八〇〇)年には蝦夷地の測量を行なつていた。

忠敬の眞の大事業は、家事を景敬に譲つて隠居した五一歳の年(寛政六年)から開始されたのであるが、その後も郷里の村状には関心を抱いており、ことに文化九年(一八一二)の利根川一帯の大洪水に当つては旅先から窮民救済の熱意の程を述べている。^⑤長女妙薫の書状が九州に測量旅行を続ける忠敬の手許に届いて、沿岸諸村の被害状況を知つたかれは、筑後国柳川からの返事のなかで「川村大凶作、嶋々は家作も損じ、諸道具も貯穀物迄も流出の旨驚人候、嶋々は丙年(天明六年)の年より難渋の段心痛致し候」といい、そのような時の用心にと自分の代になつてから貯金をして置いたのだが、最近金子減少の状況で残念だ。しかし祖先以来凶作の節に窮民を救つてきたことだし、佐原村に限らず津宮藻原新田嶋々迄も救恤したい。自分の所持金の利足分を救済に宛てることは大賛成だ。もし来春になり、諸村小前百姓が餓死に及ぶような状況になれば、「我等方よりも五十金にても、六十金にても助合申すべく候間、本家も七八十金、又は百金にても御差出し、嶋々迄も救候様に成さるべく候、身をつめて人の痛さを知ると申候へば、本家身上それ程減り候ても、窮民救候様致すべく候、その代り屋敷方貸付金相止め、売買事相休み、質素に五・七年も相暮し候はば、救金は随分入合申すべく候」となみなみならぬ救済への意気込みを示している。日頃勘定の細かい忠

敬ではあるが、ひとたび利根川の洪水となると、別人のように惜気もなく利財を投入することに躊躇しない。六八歳の老境に達した忠敬は、四二、三歳の頃に体験した天明の大飢饉をかえりみ、「公儀に一切御救の御手当これなく……国々も餓死にも及……公儀の御手の行届ざる水呑か、一日暮しの者に、鍋伏候者もこれあるべく……名聞にかかわらず大難渋に差語り候者は命を救」うべしという切実な使命観をもっていたのである。^⑥

以上、忠敬を中心に伊能氏一族の救恤活動をみてきたわけだが、それは名家として、名主および村方後見として村落の指導者たるにふさわしい志士仁人的意識^⑦に支えられ、さらに景常の遺訓とも云うべき新田開発と窮民撫育の実践を代々伝え守ってきた一族の伝統(家風)に支えられていたとされよう。

最後に、忠敬が後年(文化十年四月二十七日付)出先の対馬から妙薫に与えた手紙の一節をあげておこう。

一、我等事幼年々高名出世を好ミ候得共、親ノ命ニ而佐原江養子トナリ候間、好ル所ノ学文も止メ、産業ヲ第一とし、伊能家ノ先祖ノ格言ヲ相守リ、終ニハ先規遺命の救民迄も助ケ候(下略)^⑧

ここに、功名出世の野心や学問への熾烈な情熱を禁欲し、「産業ヲ第一とし、伊能家ノ先祖ノ格言」を守り、専ら「先規遺命」の救民に生きた忠敬の前半生が浮彫りにされている。

註

① 大谷亮吉氏『伊能忠敬』一二～二四頁。千葉県史編纂審議会編『伊能忠敬書状・千葉県史料・近世編文化史料一』二五六～七頁参照。忠敬が一八歳のとき伊能家の養子となつてから、五一歳で江戸深川に居を移すまでの三四年間を過ごした佐原村は、水郷地帯の中心地として名高い利根川下流域の河港都市である。近世初頭にはじまった新嶋の新田開発が進展して、付近一帯が穀倉地域として発展すると、佐原村は物資集散の要地として繁栄した。

- ② 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料・近世編・下総国上』一二四～一四七頁に抜書が収録されている。
- ③ 同右書一〇九～一〇頁。
- ④ 前掲大谷氏著三四～五頁。
- ⑤ 前掲『伊能忠敬書状』一七二～四頁。
- ⑥ 同右書所収、小笠原長和氏「書状にみる人間伊能忠敬」二七九～八〇頁。たとえば、伊能氏一族には、しばしば「先祖より代々随一高持」、「村為を専ニ心懸」、「孝心ニテ仁心有之」、「奢ケ間敷儀決して不仕」、「暮方内庭」などの評価があったところからもうかがえる。
- ⑧ 前掲『伊能忠敬書状』一三頁。

二、宮負定雄の救済論

宮負定雄は、定賢の長男として寛政九年（一七九七）九月十日に生まれた。定雄の生まれた松沢村は、下総国の東部香取郡に属する小村で、南には樺海を干拓してできた有名な樺新田、俗にいう干潟八万石の広い水田地帯を見下す台地の上であり、遠く九十九里浜の海岸も遠望することができる。隣村には、幕末に浪人大原幽学（後述）が足を止めて農村再建に努めて名高い長部村があり、豪農平山家（後述）のある鍋木村も近い。宮負家は、近世中期に分家として出発し、延享頃にはまだ小農の域を脱しないが、明和、安永から寛政期を経て村内で土地を集積し、村内最高の土地所有者となるが、経営的には地主小作関係を持たず、純粹の地主手作経営であったと思われる。また、文政期以後は定賢・定雄・源藏と名主役を勤めているが、代々名主を世襲するような家柄ではなかった。ところで、定雄の父定賢はやくから国学に興味を持ち、賀茂真淵等の著書を読んでいたといわれるが、文政二年（一八一九）には下総に来遊した平田篤胤に入門した。この時定賢と共に平田国学に入門した者は、松沢熊野神社の神主宇井出羽守包教をはじめ、常世田村の永井年尋等八名にのぼり、篤胤の来遊が東総の知識人に与えた影響の大きかったことが知られよう。定雄が篤胤の門をたいたいたのは、文政九年（一八二六）年三月のことであり、その時はじめての著作『農業要集』の草稿を篤胤に見てもらい、出版の斡旋を依頼したもようである。^①

当時、篤胤の気吹舎門人は下総地方に多数生じ、なかでも大部分は香取・海上二郡の名主・地主等であって、香取郡の方の中心人物がこの宮負定雄に外ならなかった。^②伊東多三郎氏は、下総の国学の評価をめぐって、郷村社会を地盤として国学が普及し、庶民階級の上層身分たる豪農・豪商等の思想を指導した精神史的意義を指摘し、定雄の名著『民家要術』を「庶民の自覚から生み出された生活の書」であったと評価した。^④

また、芳賀登氏は、上記の地域は関東地方において、最も生産力が発展し、新田開発がすすみ、利根川の水運の発達によって、豪農豪商の力が発達していたところでもあったので、その門人は士族が少く、村落の村方地主である神職や、豪農商がほとんどであるとし、定雄の著述にみられる立場を「村落共同体の指導階層」のものであらうとされ、さらに下総の国学者の一性格に「生産性向上運動へ、小作争議を切りかえる運動があった」点を指摘し、その理由を地主手作経営の危機に逢着していた当時の関東農村の現状に求められている。^⑥同氏はまた、『幕末国学の展開』のなかで、定雄の『民家要術』に示された村長の職分に及び、「それは、上に対する責任をとるといふ責任論理でしかなかった。そこで、

……下に対する責任の取り方を教えており、その上で村長―君主論を展開」していとされ、先の伊東氏の説と微妙な見解の差を見せている。^⑥
 上記の先学の研究を踏まえ、つぎに定雄の(国学的)救済論とも云うべきものを、(一)農村窮乏の原因についての見解、(二)窮乏の解決方向と方法、の両面から検討してみたい。

(一) 農村窮乏の原因についての見解

江戸中期以降ますます深刻化する農村の荒廃と、地主手作経営の行詰まりのなかで、「国学の神道思想を基礎として、農業と農民の勤労との倫理的意義を確立」^⑦し、庶民教化を進めつつ農村の建直しを計ろうとする定雄は、まず、「国の損耗となるは、皆是鬼神の御咎に因る事なり」、「天下の人民道立てば、鬼神之に感じて、民に福を下す。苟人民道に乖けば、鬼神之に怒て、民に禍を下す、其損益推て考ふべし」^⑧と説く。定雄が「鬼神の御咎」を強調するとき、その具体的な例証としては天明飢饉などがあげられている。神の御心に叶わぬ行為としてあげているのは、墮胎、仏教信仰、火を汚すこと、獣肉を食うことなどである。ことに、「神明の賜物たる人種子」^⑩を間引きする風習に関しては、「国の困に窮赴くは、全墮胎より起る損耗なり」^⑪とまで言っている。このような考えの背景には、「仮令良田たりとも、人民少くては耕耘精しからず」といった、農村における人口減少―労働力の低下―に対する地主手作経営者の憂慮が存することやうまでもない。そして、「富たりとも百姓は百姓限りにて」といって地主手作にとめることを説き、寄生地主化することをいましめ、「己が業に精しからぬ」ことが没落の要因だといひ、豊作以外の酒造、醬油醸造、質屋、金貸などを営むこともよくないとしている。それよりはむしろ、先祖祭―祖霊祭を行なうことがよいとし、村方地主尊重の立場を明らかにしているのである。^⑬

また、定雄は貧乏について『民家要術』の貧乏の巻でつぎのように述べている。「貧乏にもさまざまありて財宝を持ても病身にして子孫の無きは貧乏者なり、又先祖の積悪に因て其余殃子孫に及び代々貧乏なるは真の貧乏なり、又儉約を知らずして自然と窮するもあり、無頼放埒にて窮するもあり、病難に因て窮するもあり」^⑭と種々貧乏になる理由をあげ、「何なる者も朝起して隙なる稼ぐ時は困窮はせず、皆己が心より貧乏神を招くなり」^⑮と各自の家業出精・自力更生を奨励し、とくに貧乏を個人的倫理的ないし心理的理由に帰せしめている。この見解は、後年(安政五年)に「貧富の道理を明らかにしめむが為」に著わした『貧富正論』にもうけつがれ、「其身の分量を知る時は、貧富共に常に足り足る事を

知らざる者は足る事無きなり、無慾正直にして常に物事足れりと思へば神の恵にて福に赴き足る事なく、慾情募れば禍鏡るなり」¹⁶と分相応論を展開し撫育教導に当たっている。

(二) 窮乏解決の方向と方法について

天保二年(一八三一)、定雄は父定賢の後をついで松沢村の名主となり、この頃から定雄は農業改良と生産力上昇ばかりでなく、社会・支配体制にも目を向けてくる。この頃書かれた『民家要術』や『国益本論』の中に、定雄の思想的成長を読みとることができるといわれる所以である。¹⁷上記二著より定雄の社会救済策について考えてみたい。

定雄は、「先国益は、天下の人民に道を教へて、且、人種子を殖す事、専一なり」¹⁸と庶民教化とそれにもとづく人口増殖を二本の柱とし(先の窮乏原因に対応している)、前者については、「領主より令して、道德の人を択び、教導師とか、経済師とか号て、領内の名主及び手習師匠たる者に、教道の術を示し、老若男女に至るまで、普く教を施させなば、天下の人民、悉教に従はずとも、多くは直朴に化り、人倫の道立ち、天地鬼神の感応に因て、国家治まり、災害起らず、人民殖え、財宝増し、国土開け、武備堅固にして、四海万国の祖国、富貴万福、天下無敵の皇国となり云云」¹⁹と、教導師・経済師を設け、それによる人民教導を説いている。一方、人口増殖については、間引の禁止を「神の賜物」観から説きおこし、とくに「婦人と老女を能く教訓」²⁰すること、「幼稚の時より出家」²¹になさざることなどをもってこれにつとめ、さらに「村耻」六つのうちの「赤子を間引して大切の人種を潰し里に人数少きこと」²²があげられ、村長の不教訓によるとしても重要である。定雄がいかに間引きを悪習とみなし、子育てを喧伝していたかが思い知られるであろう。

つぎに、『民家要術』にみられる定雄の撫育教導的見地について触れてみたい。はじめに蓄穀についての定雄の考え方は、「穀を蓄ふるは百姓の持前なり、穀を蓄ひて凶年の備を堅固にするが天下泰平の土台にして、食に飢る時は下は必乱るるなり」²³とし、「身分相応の貯ひなきは不覚の至なり」²⁴と分相応の備荒貯穀を勧めている。また、「飢饉年にも領主地頭の御救を頼にせず、自己の蓄を以己も助かり他をも助け、とかく上の厄介にならざる心得たるべし、然れども上より仁政を以て御救を下し給はば、辞せずして有がたく戴くべし、之を辞して受けざるは上に対して不敬に当り、仁政をもどくといふものなり」²⁵と、自力更生を主張すると同時に、仁政を拝受するよう論じている。さらに定雄は、村落内に

おける相互扶助についても、「陰徳」や、「富家の行ない」といった慈善的行為を奨励している。すなわち、「人は陰徳を積み置く事が第一子孫繁栄の種蒔なり、……陰徳といふは人にも知られず世の為人の為に善事をする事」とし、「富家の持前は五穀を多く蓄へて凶年飢饉に人を救ひ、常にも不便の者を恵み助くるが第一の心得、……何ほど富たりとも貧窮不便の者を恵まざる者は富る甲斐なく、無用の長物といふべし」とも述べている。

ここで、定雄の農民観ならびに村長観についてみてみよう。「百姓は五穀蔬菜を多く作り出して世上の食物を殖すが職分なれば、農業を専にし、衣服は綿布に限り、食物に麦粟をも喰ひて田圃耕耘に身を勞し、公の御掟に違はず名主の下知を能く守る心得たるべし」といい、また「上を畏て身の分量に過ぎず、名主に世話をやかせずして仮令愚昧の名主たりとも領主地頭の代となりて其所を治る役人なれば、無礼なき様にあるべし、是百姓の心得なり」とみえ、そこには封建的身分観に立ったいかにも村落指導者の発想がうかがわれる。しかし、一方でそうした発想の背景には、幕末期房総農村の荒廃を膚で感じ、村落共同体の危機をいかにして克服すべきかといった直面する課題が存したことを踏まえねばなるまい。定雄はかかる課題解決のために、自己のおかれた立場を自覚し、村長としての任務をつぎのように述べる。「村長といへば軽き者の様なれども無くて叶はぬ者にして、其大元を糺す時はかけまくも畏き天皇の勅を蒙り給ひて、此四海を治め給ふ征夷大將軍の御手先となりて国郡を治め給ふ領主地頭の代となりて、其所を治むる村長なれば、其心して己が触下の百姓を大切に預かりて政事を専にすべきが常の職分なり」と、いわゆる大政委任論を展開し、「田舎村長の第一の心得とする処は、先づ常に農業に力を入れて米穀を蓄へ凶年飢饉の時に臨みて其村の貧人に施し、飢死せざる様盗心の出ざる様に助くるが職分なり」と地主手作経営を主体とした村政論を主張してもいる。かれは、「村長の不経済は其村の耻」であるといい、それについて六つの耻すべき行為をあげている。(1)常に神祇不信心にて神明を汚し村を穢すこと。(2)村の高札場の修理とその周辺の掃除を怠ること。(3)聊の事に公事訴訟を起し、村が困窮すること。(4)道橋の修理をなさざること。(5)赤子を間引して大切の人数を潰し里に人数少きこと。(6)村内悪風俗にして往來の旅人、他村の人に対して無礼横道なること。そして定雄は、「村耻の箇条なきやうに身を顧み、愚昧の百姓を教へ導き、公事訴訟の起らざる様に村内を和睦し、其職を利欲の為にせず、専ら其村を治る事に力を尽すを眞の村長」というとし、これに背くはみな「賈名主」であるともまていい切っている。そこには、村落指導者(名主クラス)による民政の撫育教導と村落の和合改善が目指されていたのである。

註

- ① 川名登氏「草葬の国学者宮負定雄について」(千葉経済短期大学『商経論集』四号)参照。
- ② 伊東多三郎氏『草葬の国学』一一頁。
- ③ 同右氏「庶民文化史より見たる下総の国学」(日本歴史一一六号)二〇頁。
- ④ 前掲『草葬の国学』二六頁。
- ⑤ 芳賀登氏「豪農平山家の学問」(地方史研究三三)。
- ⑥ 同右氏『幕末国学の展開』五七頁。
- ⑦ 前掲『草葬の国学』七頁。
- ⑧ 『国益本論』(岩波日本思想大系五一『国学運動の思想』二九二頁)。
- ⑨ 同右書二九二頁。
- ⑩ 同右書二九三頁。
- ⑪ 同右書二九四頁。
- ⑫ 同右書二九四頁。
- ⑬ 前掲『幕末国学の展開』五九頁。
- ⑭ 『民家要術』(『近世地方経済史料』第五卷所収、三〇九頁)。

- ⑮ 同右書三一〇頁。
- ⑯ 千葉県立中央図書館蔵(写本)『貧富正論』。
- ⑰ 前掲川名氏稿一二三頁。
- ⑱ 前掲『国益本論』二九三頁。
- ⑲ 同右書三〇八頁。
- ⑳ 前掲『民家要術』二七二頁。
- ㉑ 『国益本論』二九六頁。
- ㉒ 『民家要術』三一九頁。
- ㉓ 同右書三〇三頁。
- ㉔ 同右書三〇四頁。
- ㉕ 同右書三〇四頁。
- ㉖ 同右書三〇四頁。
- ㉗ 同右書三〇六〜七頁。
- ㉘ 同右書三一五〜六頁。
- ㉙ 同右書三一六頁。
- ㉚ 同右書三一六頁。
- ㉛ 同右書三一七頁。
- ㉜ 同右書三一七頁。

三、大原幽学の救済論と農村復興運動

大原幽学に関するの研究は、これまで郷土の達人・先覚者としては、日蓮・伊能忠敬とならびもつとも多くその成果が積みあげられてきたといつてよい。が、また、彼の教説や農村における改良運動についての評価となると一様でなく、問題とすべき点多分に残されている。

幽学の出自については、尾張徳川藩の重臣、大道寺玄蕃の子であるという所伝が門人の間に語り伝えられてきたが、確証は得られていない。しかし、幽学が武士の出であったことは、その言行からみてまず間違いない。文化十一年(一八一四)、一八歳で生家を勘当された幽学が、師

と仰ぐ提宗和尚から「汝明けぬれば早々出立して、道を施すべし」^①と激励を受け、庶民教化の活動を自己の進むべき道として決意し、美濃から中仙道を東に向ったのは、三四歳の天保元年(一八三〇)のことであった。すでに生家を出てから一五年余の年月が過ぎていたが、この間幽学は京都で九条家の家臣、元熱田神社神宮といわれる田島氏のもとに寄寓したのち、流浪生活に入り、近畿・中国・四国の各地をさまよい続けた。そうしたかれが、農村の師父と仰がれ、そこに悲劇的な生涯を閉じることとなった房総にはいったのは、天保二年の末である。天保七年の大飢饉を迎える兆しがすでにあらわれていた社会・経済の不安な状況のなかで、遊歴の文人を迎えられる余裕のあったのは、当時わが国で最大の鰯漁場の一つであった九十九里浜の網主を初めとする上層の農民が在郷町の富裕な商人、そうでなければ医者・僧侶・神官・修験など、在村のいわば知識人たちに限られていた。それら上層の農民たちにとって、幽学は酒席でのざれ歌の狂歌の相手をつとめる、なかば封間に近いものであったけれども、彼らの富裕そのものが、社会や経済の大きな動揺のなかで、不安な存在となつていくことに気がかぬ者はなかった。幽学にとっては、上層の農民・商人に共通するこの不安が、なかば封間的な「馬鹿先生」から「聖学」「性学」先生へと位置転換する根拠であった^②。

幽学の農民救済論―農村復興運動の指導原理―とも云うべきものを明らかにするには、まずかれの主著『微味幽玄考』に注目せねばなるまい。本書の書誌学的整理はすでに中井信彦氏によって詳細になされているが、氏によれば、^③『微味幽玄考』は、本来、門人の学習用テキストとして書かれたものであり、それゆえに幽学の農民指導の内容と性格とが時間的に変化するに依じて改変を要しつつつづけたとされる。そして氏は、幽学の思想は、『微味幽玄考』の冒頭数行にとどまるといつても過言ではなく、最終稿の表現に従えば、それはつぎの通りであるとした。

夫、性の大ひなるや、天地の和則性、性則天地の和にして其儘なる者也。……蓋し人は天地の和の別神靈の長たる者故、天地の和の万物に之き及ぼす如くの養道を行ふこそ、人の人たる道とす。基本は君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友のうち有て、末四海に及ぼす事に至る。^④

人間の本性は、天地の和に等しく、万人に所与のものである。従つて、天地の和が万物に行き施^{およ}ぶと同様に、人間の本性が万人に通い合うとき、そこに真の成長と秩序は成立する。それは面接的な狭い人間関係から始めて、普遍的な関係に及ぶ、というほどの意である。十数年の歳月を費し、推敲と改稿を重ねてなお未完に終つた微味幽玄考の主旨は、畢竟この域を出るものではなかった。それを別の表現でみれば、徳は「我一人思ひ作すにあらず。衆人をして思い作す所以也」といい、誠は「吾れ一人にて成る者にあらず、所謂人に渡りて以て成るの者也」との主張に通ずる。^⑤幽学のこうした思想の発露が農民の協同労働と共同学習―農村再建―とにかれをしてすべてを投じさせたゆえんである。

さて、人間の本性が万人に通い合うことをもって理想とする幽学は、そのための方法論として「分相応・器量相応の心の法則」^⑥を『微味幽玄

考』をはじめ他の多くの著作に説いている。分相応論は、まぎれもなく幽学における荒廢した房総農村復興の指導原理といえよう。幽学は云う。

夫、今天下泰平の御世なれば、庶人においては、卷の二に述る所の孝道を以て、自ら分相応の礼立ち、家内一に和睦するほどなれば、自ら作る孽わざわい無く、富る事疑ひあるべからず。且其至れるに及ては、御代泰平にあらむ限りは、富貴を有たしむる事にも至るべし。其所以は、親子・兄弟・夫婦の中に分相応の礼を以て能和睦すれば、其心穩にして楽み深し。故に人の淫犯・飲酒・遊楽を見るときも、家内和睦の情にひかれ、其他人の眩くらに移らず、危きを遁るる也。且其心の穩なる徳には、農民は農業の手續たがひきよく耕耘かき事至る。然ば、米穀自らに多分を得る也。又其和睦の業わざわひを樂むに至ては、物を費すに暇無し。然ば年々歳々に富る事に至るべし。^⑦

ここでは、孝行に基本を置き、家産に相応した規矩を立て、家内が親子・兄弟・夫婦間で和睦するに至れば、農民はおのずと農事に出精し富貴に達すると述べている。かれはつづいて、「富める事に至らば、先づ饑饉の手当として、其相応に雑穀を貯へ置」く用心を説き、さらに進んで「先祖株」についてふれる。

饑饉の手当を能して後、持株の内凡十分の一を先祖の株と定め、是を除き置き、其年々の得分にて、或は地株を求め、永々除き置と定むべし。是等も亦父母を樂しましむるの爲めとするにおては、子々孫々に先祖父母の恩深きを忘れざるの種と成り、且末を見渡すの志故、自ら眼前の事に離れ、自ら作せる孽無く、危きに陥らざるの規則と成るべし。(中略)且先祖の株として是を除は、則家名全くするの規矩準繩也。^⑧

先祖株は畢竟「家名全くするの規矩準繩」であり、家産(分)相応に先祖株の設定を勧める幽学の教説が家永統に特に力点を置いていることも重要である。子孫永統のための先祖株設置を提唱するかれは、また、「其法則(「富るとも衰る事無き法則」つまり具体的には先祖株設置を指していると思われる)を能得たる友人数多なくむば、子孫全き事極むべからず^⑨」として、同志による集団保証の必要を説き、「法則を能守る友どちにて、災の有る時は相互ひに是を救ふべき誓約の者数多あれば、其中には法則を守らしむる事を能する人を出べし。然ば、法則を失ふ事もなかるべし。……然ども、其三代重縁の誓ひにあらざむば、年若き主人か若後家の代と成りては、富たる者は猶危を遁れ難し^⑩」とし、集団保証するものを同志の誓約団体として、その団体の単位を個人でなく、一系をもつて連続する家に求めているのである。

幽学が門人たちに共有財産をつくらせて、家の永統に資させようとした最初は、天保七年(一八三六)の子孫永々相統講の設置である。これ

は、門人一同が年二〇〇文を無期限に掛け続けて共有財産をつくり、これを利付貸して講中の不幸に備えるものであり、この講の延長として、天保九年には村単位の門人による農地出資をもって、いわゆる「先祖株組合」が成立した^⑩。幽学の先祖株組合については、世界最初の産業協同組合であるとか、信用組合の先駆的形態であるとか、貯蓄組合等々、その性格規定がさまざまにおこなわれている。が、ともかくも、それが幽学の教説の中心である「分相応論」に原理的基礎を置いていることは云うまでもない。小林英一氏によれば、「分相応の規矩」護持のための組織が、「誓約仲間」や「先祖株組合」であるということにもなる。^⑪

天保九年(一八三八)一二月、長部村八石の道友十人がとりかわした先祖株組合の契約書「為取替置一札之事」には左のようにある。

一 金五両分の地株、先祖の株と定め、少しも私の暮方に不_レ取用_レ是を除き置き、此利分を永々積上げ、是を以て為_レ合_レ楽_レ親先祖を、此心懸同志之面々、持_レ寄_レ一纏組合、其年々之利分は、永々積上可_レ申事。

一 其地株並に利分等世話人之儀は、其時々一統相談之上にて可_レ相定_レ事。

一 此誓約之内、不仕合に付、致_レ滅亡_レ候者有_レ之候共、此除き株は一銭も相渡し申間敷事。然れども壹軒分に付百両以上之株にも富る程に積上り候上は、若致_レ滅亡_レ事に相成候へば、此誓約中一統相談之上、以_レ其半株を_レ其家各可_レ為_レ致_レ相続様取立可_レ申事。

附り、残半株は、為_レ其子孫_レ可_レ積置_レ事。

依_レ之右四ヶ条余の議定に背き、若此道友致_レ義絶_レ候共、此除き株は一銭も相渡し不_レ申、且一銭も請取不_レ申候事。

右之条々相互の議定誓約に候。

右の趣私ども家内不_レ残承知仕事実正に御座候。依て此名前の者、面々金五両分の地株差出申候。然上は私ども若何程困窮仕共、亦万一致_レ滅亡_レとも、亦此道友致_レ義絶_レ候共、右除き株は其儘差置、壹銭も請取申間敷候。若又子孫之世に至而、右除き株割返可_レ受取_レ様申者御座候共、壹軒分百両以上之株と相成迄は、必御渡し被_レ下間敷、其百両株以上と相成上にて、若滅亡と相成事に候得ば、御一統御相談之上にて、以_レ其半株を_レ可_レ致_レ相続様御取立頼上候。猶又其節若馬鹿者出来候得ば、致_レ滅亡_レ候共必無_レ御渡_レ其儘積置き、相続可_レ相成_レ人物出来候節を御見立の上御取立頼上候。為_レ御世之_レ為_レ取替_レ一札仍而如_レ件。

天保九年戊戌十二月

高木源兵衛、遠藤伊兵衛、高木五兵衛、高木忠右衛門、高木仁右衛門

高木政右衛門殿^⑬

嶋田嘉右衛門、高木治兵衛、遠藤新左衛門、高木吉兵衛
遠藤惣右衛門

右一札の内容を要約すると、(1)組合加入者は自己のためでなく、親先祖に感謝しこれを慰籍するため所有地のうち、金五両に相当する耕地を出資し合ひ、その耕地から生まれる利益を無期限に積み立てる。(2)運営と世話人とは、随時合意の上で決定する。(3)出資者のうち破産する者がでた場合も、原則として持分を割賦しない。ただし、一株分の元金が百両を越えたときは、加入者の合意によって、半分を家相続のために割渡す。その場合、残りの半株分は子孫のために積み置くこと。(4)右の四ヶ条の議定に背き、道友から破門されても、出資分は一切割渡さない、というのである。長部村先祖株組合の性格や組合のその後については、天保一一年二月に領主清水家へ認可を申請した際の「長部村道友先祖株願書」^⑭や嘉永元年(弘化五)二月に、領主より長部村の復興を賞讃して、名主伊兵衛以下に褒賞を与えた時の「差上申御請書之事」^⑮、先祖株実施以來九年の実績を報告した嘉永元年二月の「議定仕候以來の始末書」^⑯、嘉永六年三月長部村名主見習遠藤良左衛門より、幽学の遭厄事件に当り、先祖株の成績を取調べて町奉行所へ差出した「先祖株惣縮高取調帳」^⑰等からほぼ様相がうかがわれる。なお、幽学の農村教化の対象や組合加入者が、初期にあつては村内の上層農民に限られていたが、その後序々に中層へと滲透し、ついに長部村にみられる村ぐるみの組合結成へと進展していった経緯については、中井氏の『大原幽学』に詳しい。中井氏は、「幽学の農村指導の内容を一つ一つ検討してみると、そこには、相互に矛盾した性格をもつものが、混り合つて存在していたことを知るのである。近畿地方で身につけた、進んだ農業技術を伝授しつつ、生産力を高めることに農村復興の基盤を据え、族縁的なきずなから解放され、同一の価値体系に従つて行動する農民を、村単位で協同させる。先祖株組合という共有財産制を含めて、そのような一連の指導は、清新な方向を目指しているのである。それと同時に、貨幣経済の農村への滲透、従つて商業的農業の展開という時代の動きに逆らつて自給的農業経営へ導こうとし、また特に生産力の上昇を小作料の増加に結びつけて、小作地主の経営を確立することに農村復興の軸を見出そうとした点などには、別個な一連の方向が示されているといつてよい」^⑱と幽学の農村指導の二面性を指摘され、さらに「組合の共有地も、農民の私有地も、全組合員(すなわち全村民)の協同労働によつて、耕地改良が実施された。そして、村民の大部分は、それ以前には木挽を副業としていた零細農民と、絶家再興の形で新しく取り立てられた農民とから成つていたのである。……十日市場という町場の酒造家であり商人地主でもある林家と、長部村の名主であり村方地主である遠藤家とがもつ、貨幣と土地によつて、零細な農民を自小作農化することで離村を防ぎ、その労働力を協同させつつ、農村の荒廃を復興しようとするものであつたとみられる」^⑲とされた

ここに幽学の農村立直し事業の先進性と一方で相矛盾する限界、そして彼の指導する事業の担い手をみとどけることができよう。これより先、小林英一氏は先祖株組合の果たした役割について「何よりも遠藤家の名主―村方地主体制維持に奉仕したのは言うまでもない。第一に小作人の村内確保と専農経営を可能にし、従って小作米納入を保障する機能を果している。次に、この組合は、村内諸社会集団の「和」の回復強化と相俟って、イデオロギー面からそれを強力に補強する。更にその存立基盤である、名主家の村政執行権を十分に貫徹させて、村落共同体の機能をそのために動員する強力な組織^{②③}であるとし、「資格体制Ⅱ身分階層制維持が彼の教化の基本線の一つ」であったと述べられた。この最後の指摘に関しては、堀江俊次氏も「資格による相対的固定概念こそが幽学においては村落共同体のイメージとなっていたと思われる。村役人層がその点を強調し、幽学の思想を村落支配規範としたのも、また、そのためからであった^{②④}」と説かれている。

わたくしは、幽学の教説の主たる担い手が、名主クラスの上層農民であり、彼の農村復興運動が、村方地主経営の危機に対応し、結果的に村方地主体制維持に連結したであろうことを否定するものではない。しかし、だからと云って幽学の行動と思想を幕藩体制を擁護するものと断定してすまじうであろうか。それにしても幽学と農民とのきずなが、体制を越えた、高い倫理性によってあまりにも根強く支えられているといわざるを得ない。この際わたくしは、中井氏のつぎの見解に耳を傾けるべきではないかと思う。氏は、「……分相應の論をあわせて、そこに封建道学そのものがあると断ずることはたやすい。ただ、そのように断定して事足るとする人は、ものをいわず事をあげない常民の営為こそが歴史の真の担い手であることを解さない増上慢であるにすぎない。幽学がその中に生きたのは、封建制末期の権力と利貸資本の収奪にさらされて、殊に、低い生産力の故に生活そのものを破壊しつくされようとしていた無名の農民のむれであったことを忘れてはならない。その意味で、家を永続させることに価値を求め、それを実現するところに生活目標をすえているのにも、単に封建的といつてはすまされないものがあると思われる。家の永続は、当代の人々に最も普遍的な土着の価値であったからであり、それ故に、はり合を移すのに、最適な現実の共通の場であったからである^{②⑤}」と洞察された。

註

- ① 『口まめ草』(千葉県教育会編『大原幽学全集』三三一頁)。
- ② 中井信彦氏「『微味幽学考』と大原幽学の思想」(岩皮日本思想大系五二)
- ③ 『二宮尊徳・大原幽学』四五二―三頁)。
- ④ 同右氏稿。
- ⑤ 『微味幽学考』(『二宮尊徳・大原幽学』)二三八頁。
- ⑥ 前掲中井氏稿四七五―六頁。
- ⑦ 前掲『微味幽学考』二四〇頁。

- ⑦ 同右書三〇六頁。
 ⑧ 同右書三〇九〜一〇頁。
 ⑨ 同右書三一頁。
 ⑩ 同右書三一〜二頁。
 ⑪ この先祖株組合については、佐藤信淵の「泉原法」、二宮尊徳の「報徳講」と同工異曲で、共同の力に頼り強制的に貯蓄して行こうというものであり、家族制度に立脚して、この貯蓄法を實行して行こうというところに特徴があるとも言われている（『大原幽学全集』、以下『全集』と略す。二六四頁）。
- ⑫ 小林英一氏「大原幽学論」（思想四〇七号）二二頁。
 ⑬ 前掲『全集』二六四〜六頁。
 ⑭ 同右書二六九〜七〇頁。
 ⑮ 同右書二七一〜三頁。
 ⑯ 同右書二七四〜五頁。

四、鈴木雅之の救済論

鈴木雅之は、天保八年（一八三七）、下総国埴生郡南羽鳥村（現在成田市南羽鳥字畑中）の農家に生まれ、農耕のかたわら苦学力行、何らの師承なくして国学者として独自の学説を立てた。その学説からは、農村の日常生活の体験を通して、人生を反省し、我が固有の道、その本たる神を自覚して、新しき生活の規律を立てようとする志をはっきり汲みとることができる。かかる生活体験から生じた国学は、たんに古道論・神道論からすすんで政治経済論にまで発展し、ことに農村問題を論じた書は、荒廃に瀕した維新前後の農村生活の実情を基礎として説を立てたもので、封建制度の宿弊を指摘し、その改革案は一々事実に即し、すこぶる肯綮を得ているのである。なお、当時篤胤の学派が早くから香取海上両郡を中心に扶植されていたことを思えば、雅之の国学も独学ながら、この下総における国学の伝統の上に連なるものにほかならぬといえよう。維新政府下における雅之は、明治二年伊能願則の勧めもあって大学小助教となった。時に三十三歳。翌年神祇官に出仕し、宣教使中講義生

- ⑰ 同右書二七六〜九五頁。
 ⑱ 中井信彦氏『大原幽学』一六七〜八頁。
 ⑲ 同右書一六九〜七〇頁。
 ⑳ 前掲小林氏稿二四頁。
 ㉑ 同右氏稿二五頁。
 ㉒ 小笠原長和氏他「東総農村と大原幽学―千葉県香取郡干潟町近世史料調査報告―」（千葉大学文学部文化科学紀要三）一五頁。
 ㉓ 前掲中井氏稿四八〇頁。
 ㉔ 幽学の教化が活発に行なわれていたであろう同時期に、一方では下総の農村社会を地盤として平田国学が展開していた。そこで、両者の教説・教化の形態、及びその受容層等にわたって、内容の異同を詳細に検討整理すべきであるが、直接小論にかかわる問題ではないと思うので、上述の点についてのみ注意をすにとどめたい。

に任ぜられ、さらに翌四年小博士に昇任することが内定したのだが、実現をみぬうちに忽然と世を去った。明治四年(一八七一)、三十五歳の時である。^①

雅之の救済論とも云うべきものは、数ある著書のうち『治安策』、『民政要論』、『民政要論略篇』、『捕盗安民策』等からうかがわれる。いま、このうち『治安策』及び『民政要論略篇』から、雅之の洞察した社会(農村)窮乏の原因についての把握、ならびにその解決方途を探ってみた。

(一) 農村窮乏の原因についての把握

『治安策』では、まずはじめに「凡人心不平の本は法制宜を得ざるによれり、法制宜を得ざれば政道正しきことを得ず、政道正しきことを得ざれば人其本分を安むずること能はず^②」といい、正しい政治の規範―坵所としての法律制度―士法制・農法制・工法制・商法制・僧徒法制・世家法制・學術教法制等―が定立していないことをあげ、ことに財の本としての「土地と農」についての法制が乱脈であることを指摘する。ゆえに「富者はあれども天下の上にとりていへば世は困窮なり、そもそも土地あれども農なければ地力尽ず、農あれども地なければ民力尽ず、地力民力尽ざる時は生穀少し、生穀少き時は世間いかでか困窮せざることを得む、今天下の土地狭きにあらず、世上の生口少きに非ずして地を得ざる者あり、はた農人少し、是天下困窮のもと也、是皆法制立ざる故に事の不幸なることかくの如く也^③」とし、土地所有の不均衡(土地の兼併)と農民人口の減少(農民の離村及び墮胎・間引)こそ国家・社会の主要な窮乏原因であると喝破した。前者は、封建貢租の過重な負担↓生活の逼迫↓借財↓質地(田地売却)↓水呑・小作・日雇化といったかたちで貧農民が自分の持地を失なっていく一方、富人(豪商や寄生地主)の土地集積というかたちで現象し、後者に関しては、前者の結果として「貧家へ生れては農業の日雇手間をとるより外なく、それにては親妻子の養育成がたき故、子は多く商家へ奉公に出して商賈となし、或は諸職人の弟子とする也、是農人年々少く成商工日々に多く成て、地力尽すことを得ざる基也^④」という事態を急速に進めていった。雅之はまた、「凡人悪をするは別に真理あることなれども多くは貧窮より起る也、貧は悪の本ともいふべし、基本を差し置き悪増長しぬる末に成て罪を糺すは仁政に非ず、然るに今世は大かた皆ここに心を致すもの少きは悲しからずや^⑤」と述べ、貧困こそ一切の罪惡の根因であるとした。以上、農村に生まれ幕末房総農村の窮乏を膚で感じ、その現実を深刻に見つめていた雅之の

考え方の中心は、「土地と農」に基礎を置いた農本主義の立場から、「富家富商は天下の罪惡の本」とし、商業資本の増大を否定したのである。

(二) 窮乏解決の方法について

上に述べた農村の荒廢、農民の困窮をつぶさるにみてとつた雅之は、政治の根帯としての法制の確立を叫んだ。善を勧め惡を懲らし、貧を救い生を保たしめ、凶をふせぎ豊年を求むる法として、令制の復活を掲げ、「均田の法」を行ない、「貨物の權を制して、農商の法を立べし」とした。その方法は、檢地して田畑石高の濫を正し、富家の持地を正し、人数不相応に田地が多い場合には相場の代金で官有物にめし上げ、土地のない貧民に小利をつけて小作（一家族の自力でできる範圍）させる。一方、貧民の売却した土地で証跡が明らかかなものは年数にかかわらず請返えを命ずるものであった。このほか天下の物価を平均化し、商賈（人）の員数を定め、人別帳を作り、商賈の宅地に租稅夫役を課すなどした。

「均田の法行はれて貧民地を得、農人多く成て力を尽し耕作する時は生穀かぎりなく、是財本立也、財本すでに立土地の産物を府庫より出納して遠近送運し、有無交易して姦を除く時は、貨財の權官にありて上下其利を得、官亦利益を得ること少からじ、是天下富也、天下富て後城郭兵甲完からしむべし、蓄積そなふべし、学校をおこすべし、学校立て真道明かに學術精を究めば、人才學徳ともに進むべし、天下の人學徳才芸進み、城郭兵甲完く蓄積余あらば、法制何ぞ正を得ざらむ、苟もかくの如くならば、海内乱おこることなし」という論法こそが、まさしく雅之の民政改革意見の骨子とされよう。ちなみに雅之は、「此迄の建議家のいふ所は大抵租稅を軽くし、富人の財をちらすなどの説に過」ぎず、それは当世の貧民を救済することにはならないとした。つまり租稅（の軽減）は、「田地へかかる年貢なれば、中より以上の田地持富人等の為にのみ成て、田地なき貧民の為にはさして成といふほどには至らぬ也」と、これを姑息の策として退けている。

以上に見てきた雅之の農村改革基本路線をふまえ、つぎに雅之の主著『民政要論』ならびに『民政要論略篇』にみられるかれの救済論の個別具体的展開につき触れねばならないが、すでに伊東氏の詳細な紹介があるので、小論もそれに大部分をよりかかり、社会事業史的側面から注目されることを、以下にとりまとめてみることにする。

(1) 教育制度。まず一里四方内の村々を一組として、修学所を設置し（それには寺院を利用してよい）、組内の子供九歳以上一五歳までの者を入学させる。師匠は人材を簡抜して士分の格で待遇し、俸米、諸雜費などは生徒の家から納入させる。従来の寺子屋でも出入の費料・札料

・五節句の祝儀・寒暑見舞料などを出しているから、一組内の生徒一〇〇人と見て、節句の収納米一度に米二升ずつとすれば、年中一人分一斗、一〇〇人分一〇石となる。米一〇石あれば師匠の家族を養うに足りる。それに寒暑見舞料その他の一年分の付け届けを金二分と見積もれば、一〇〇人分で五〇両となり、これで一家の衣服代その他の雑費を賄うことができるので、師匠は専心教育に従事できる。あるいは俵米は官給として雑費だけ徴収してもよい。書籍は組内の富家に勧めて無尽組合を作り買い調べ、貧家の子供には、学資を補助する。

(2) 社会教育。少壮者及び老人対策について、まず少壮の頃は血気盛んであるため、酒色に身持を崩しやす。又酒色より博奕に走ることが多い。村々には「若者」といって、一五、六歳から三四、五歳、時には四〇歳位の者までが仲間を作り、「附合」と称して集会飲食し、博奕その他の良からぬ遊事に耽り、料理屋・遊里に出入りし、他村の者と喧嘩し、婦女を犯し、脅迫・強請を行ない、農事を妨げるなど乱暴狼籍の弊害が著しい。これらの悪習を改めるには、名主・村役人に権を与え、五人組の法を厳しくする。名主・村役人が権威をもち、村民を導いて悪を懲し善を勧め、五人組が不良を出さぬよう心掛け、互いに力を合わせて苦楽を共にすれば、若者の風儀も改まる。老人対策に関しては、敬老の風を興し、老人の頑迷を解き慰安を与えるため、念仏・題目の代りに祭文などを作って諷誦させ、又老人を中心として穏やかな家庭生活を営むように指導する。

(3) 罪科について。当時の為政者が正しい民政を行なわぬため犯罪が多いことを指摘し、悪を未然に防ぐには、風俗を矯正し、遊里の制度を厳しく定め、無頼不良の者には贖金・労役の刑を科し、再犯者は家牢に入れて手職をさせ、出牢の上さらに悪事を重ねる者は遠島・金坑送りなど次第に重くする。「法の体は寛宥に、法の用は厳正に」「重刑を少く軽刑を多く」というのが、雅之の勸善懲悪刑罰論である。この立場からみれば、従来の刑罰は不公平が甚だしく、罪人増加の一因となることが多かったので、雅之はその実例を挙げ、更に磔刑・火刑などの残酷な刑を廃止し、その代りに斬刑・絞首刑を行ない、遠島刑を適正にすること、追放・所構・敲放しなどは贖金・労役に代えることなどを段々と論じている。なお雅之には、先にも触れたごとく「凡人悪をするは別に真理あることなれども多くは貧窮より起る也、貧は悪の本ともいふべし、基本を差し置き悪増しぬる末に成て罪を糺すは仁政に非ず、然るに今世は大かた皆ここに心を致すもの少きは悲しからずや」といった、貧困こそ一切の罪悪の根因であるとする考えがあったことにも注意すべきであろう。

(4) 医療制度。まず医療に関する今日の状態を批判したうえで、つぎのような対策が計画される。医者の人選を行ない優秀な医者を士格に上らせ、扶持を支給して権威を重くする。他方では、大郡は一郡毎に、小郡は二郡位を組合わせ、そのうち才器ある医者を一人選んで、一切の医

務を掌らしめ郡内の医者 of 師範とする。これは任期制とし、扶持役料は十人扶持以上が適当であろう。こうして医者の子弟は、まずその居村の師匠について普通教育を授け、医者たる才能ある者は、さらに師範について医業を習わしめ、これを成就すれば医者 of 学校へ出すとも、遊歴に出すとも随意とする。開業の場合は、師範役の試験に合格した者のみを許可する。つぎに、薬種屋は薬種に詳しい者だけを認可して、その他は廃業させ、薬種は医者だけに売って、俗人相手の売薬は禁止し、良薬の普及と不良品の駆逐を計る。なお、薬代を支払えない者は、全快の後、農民は作物、商人は商物、工人は器物、日雇はその身働きなりとも、おのおのできるもので薬代のかわりとし、まったくその手段のない貧民のために給療制を立てる。この給療の方法は、服薬の貼敷を医者と病人と双方で記し置き、農工商おのおの品物で礼を受け、給薬の場合は師範へ申し出て、師範がこれを調べたうえて薬価を支給する。売薬は持病で平生飲みなれている病人以外は、みだりに用いさせないこととする。また給費は官費と村費で賄う、といったものである。

(5) 殖産開発。雅之は致富蓄財は万人の欲する所であることを肯定し、損益の念も人情の自然より出るものとして排斥しなかつた。もつとも肝心なことは、利得の順正と公私一体であると考え、一身一家より一村へ、一村より世の中へと広く富力を増進することを理想とした。即ち「我益すれば彼損し、我損すれば彼益す、損益只我と彼とにありて、世界天下にあらず」という個人的營利を否定し、人がおのおの公私を弁え本分に従つて勤勞し、正しい理財を計り、産業を開発して国の利を興すことを力説している。その施策として述べる所は詳細である。まず一家を富ます方法では、一年の生計の予算を立て、余裕と不足を察して月割・日割に支出を定め、貯蓄を計れ、と言う。一村を富ます方法では、他村の者の持地は村無尽金か官よりの拝借金で請け返し、寺院への寄進地は村有地に改めること、その他郷蔵の建設、空地の植林、家屋普請の協同作業、寺院の廃合と僧侶の整理などを挙げ、さらに耕地と人口との適正配置、開墾、桑・楮・甘藷の栽培、牧畜、水車の利用などを挙げている。

(6) 物価について。当日用品の相場が一〇年前の三、四倍に騰貴して農家の生活難の原因となつてゐる事情を次のように説明する。農家のなかには、持地の年貢を上納して残りの作徳で年中の扶持米・小遣がある者が「中等百姓」である。年中の諸掛・小遣がなくても扶持米があり老幼病弱のない者は中等に準ずる。次に持地の作徳で扶持米・諸掛を差引き、余つた米を多く売り出す者は「上等」である。持地で扶持米が足らぬ者、また地面を持たず家屋敷だけの者は「下等」である。下等の者は多くは上等の家へ日雇奉公して、その賃銭で老幼を養うので「家に蓄穀なく身に職芸なく、只手足の力を耕作に尽して生涯飽暖を知らず、困苦にのみ過ぐる者あり、尤も愁むべし」と言う。右三等のうち、上等は至つて少なく、中等は次に多く、下等は甚だ多いので、今の穀物相場高値で大利を得る者は中以上の百姓で数少なく、中以下の者は売るべき米

なく、買い入れる日用品が安くはないから、高物価を憂える。それでも中等の百姓は扶持米の残りを高価に売り、高価の物を買入れるから差引き同じことである。又売る米がなくても、扶持米を持ち、家内壮健で稼ぎ働く者は賃銭も高価で収入も多いから困ることも少ない。ただ下等で扶持米も少なく家内老幼多く病弱がある者は、迷惑困窮この上ない。穀物が安ければ、余裕ある農家から少々の助力も致し、時々食事もさせて味噌などを与えることもあるが、諸色格外高値の今日では、人の心が詰まり、富家でも慈愛心を失い憐貧になって、施す者は甚だ稀である。憐貧でなくても、金銭に目をくれて雑穀まで売り払うので、自家の扶持米さえ詰まり、困窮人に助力する余裕もなくなる。農民も武士・町人も物価高で潤うのはすべて富有で権力を持った者に限られるので、物価の順正を期待することができないとし、物価高の原因は商人の営利吊り上げ策であるから、それを抑えて引き下げを断行するよう述べている。なおこれらのことから、農村内の階層構成や、物価の生活への影響、物価高の原因、そして救済対象が那辺にあったか等、雅之の焔眼に着目したい。

(7) 村内相互扶助。「村内ハ一家同様に何事も持たれて平日睦しく交るべく、殊に鰥寡孤独病人愚人など能心付て世話すへきなり、窮民ハ身の言甲斐なさに世間頼み少くおぼえてとかく心迫るもの故身の為にも世の為にもよきことハ思はず為ず、遂に悪道に墜るハ悲しむべし、村方の世話にも届ぬものハ申出さしめて上より宜しき御計らひあるやうに致したきものなり、高札を掛て村々ニ示せども愚昧の民故行届くこと更になし」^⑭、「村々大抵蔵屋敷あれども倉ある村ハ少く飢饉の備ある所ハあることなし、是甚嘆しきことなれど取立て不虞の備をなさんとする者なし、是また上より世話なさずしてハ行届くこと所詮あるまじきなり」^⑮とみえるように、窮民に対する村内の相互扶助を勧め、それでもなお行届かない者は申し出させ、為政者において対策を構ずるよう説いている。また備荒儲穀についても、行届かない村々が大半なので、為政者の教導の必要性を強調している。

(8) 売色対策。下総では利根川筋の河岸の発達、銚子港の繁昌、神社参詣の流行、江戸街道の旅人往来などで遊里が所々にでき、その他居酒屋や宿場にも酌取女・飯盛女が色をひさいだ。雅之は、売女は二、三里四方毎に充満していると言う。しかし彼の意見では、この禁止論を取らず、むしろ遊里制度の確立を主張している。これは村の風紀を維持し、姦淫私通から女子を守るため、遊里を必要悪と考えたからである。元来遊女は旅人の労思鬱情を慰めるため、古代から港津や駅路に置かれたもので、今のようには野卑猥褻ではなかった。この趣旨を今に生かして、一郡一場所の割で遊里を一定し、簡易を旨として遊興を許すべきである。遊客は旅人及び独身者に限り、名主の証名を持ち、住所姓名を記帳して投宿する。回数も独身者は年に兩三度、旅人は一五里以下一宿を限度とする、というのが彼の試案である。

(9) 乞食救済。「乞人の出来るハいろいろさまざまにて一やうならず……種々あれどいつれにしても乞食のあるハ政道宜しからぬより起ることなれば、畢竟ハ上の恥といふものなり、抑貴賤賢愚の差別ハあれど人ハ皆同じことにて誰とても元をたつぬれば同祖より出たるなれば疎遠にこそあれ兄弟の家に生れたるなり、さればいかにも相懸して届かぬ者をバ力の及ぶ限たすけ救ふべきこと人道の一なり」^⑬、「右の乞食の内元放蕩にてなれるたぐひは人道をしらぬものなり、此故にさやうの者には人道を尽させて乞食にならぬやうにすべし」^⑭、「乞食の子にて一身壯健にて徘徊する者あり、かやうの類ハ遠国人少き所へうつして何にても職業を勤て渡世するやうにすべし」^⑮、「新乞食出来ぬ仕法といふハ其術いくらもあるべけれど、先今の形勢にて試にいばば、五人組の法立村役人能世話して村々の制度屹とゆきわたらば放逸者ハ自ら少くなるべし、薄命にて乞食になるハ鰥寡孤独と病人の果と此ニやうなり、病人ハ医法立ば医薬にて救はるる者あるべし、すべて病人廢疾となりて乞食に墜るハ大かた鰥寡孤独の窮民など助なき者なり、廢疾となりても助くる者あれば乞食にハ墜ぬなり」^⑯、「よくよくの窮民にして病患に罹り一身叶ハぬ類ハ甚少き者故たまたまあるは上より御救米給りても何程の事にもあらじ、又村方にても仕法あるべし、健康なるにハ老幼とも相応の仕業いたさせ、たとへ廢疾といえども出来ることハさすべし」^⑰と述べているごとく、乞食發生の原因を、薄命・貧窮・病氣・放蕩などとしつつも、その根因は民政不行届きにあると考へ、対策には、五人組制度の確立、村役人の村民指導、医療救貧法の整備、村方の救貧制度の実施を勧めている。そして授産主義的立場に貫かれているところに特色がある。

(10) 子育仕法。雅之にとつて、天神生成の道にそむき、富国強兵の根本をなす人口増を妨げる墮胎・間引はもつとも憎むべき悪習であつた。その原因には二通りあり、一は密通又は貧窮で育てられぬもの、二は俗習で二人位に止めて他を間引くものであるが、世間では多くの子を生み育てることを恥とし、あるいは身上が衰へると思つて、平氣で行なう風習がある。その防止策としては、妊産婦の公堂診察・登録を行なう。まづ医師が組頭立合ひのうへで妊婦を診察する。そして名主は帳簿に、家の名、妊婦の名、月経中絶の月を記入する。その後医師は出産まで毎月三度宛見廻り、飲食その他の身体によくない所業は嚴禁する。出産の時は、必ず医師を呼び、医師は産婦を介抱し、組頭・名主と立合ひで産児を見届け記帳する。もし産児が死ぬ時は、十分に検討する。かくて生後三歳になるまで、医師は毎月一度宛見廻り世話をやく。他方、世に産婆・産医などと云つて下し薬、又は手術などで墮胎させることを本業とする者があるがこゝれを嚴禁し、売薬も制止する。自力で生育できぬ者は、三歳まで養育料を支給し、四歳以上は村の教師に預け、教師は名主と相談の上、しかるべき老婆を雇つて養育する。これらの費用は贖罪法で課する贖金と、遊女・遊女屋・僧尼から不生育の罪の代償として取る生育金で賄う、といったものである。

幕末に生まれ、房総農村の荒廃した状況のなかで育った雅之の眼前には、まさに幕藩封建制の末期的症状が露になっていた。こうしたなかで雅之の救済論は、房総における国学の伝統に連なりながら、しかも自己の身近な生活体験を生かし、独自の思考に立って、村落の自力更生と撫育教導に向けてより現実的、より具体的ななかたちで展開された。その立場は、商業資本の増大を否定する農本主義的人道主義ともいべきものであったと云えよう。

註

- ① 伊東多三郎氏『草莽の国学』、同氏『近世国体思想史論』参照。
- ② 『治安策』(『近世地方経済史料』第五卷所収、一五一頁)。
- ③ 同右書一五四頁。
- ④ 同右書一五八頁。
- ⑤ 同右書一五九頁。
- ⑥ 同右書一六二頁。
- ⑦ 同右書一六二頁。
- ⑧ 同右書一六八頁。
- ⑨ 同右書一五九頁。
- ⑩ 同右書一六〇頁。
- ⑪ これまで、国学者鈴木雅之の発掘と研究に指導的役割を果たしてきた伊東多三郎氏は、最近「維新期の農村の国学者鈴木雅之の改革論」と題する論文を発表され、既稿の所論にくわえて雅之の改革(政治経済)論の全容を詳細に紹介し、その史的意義を指摘された。その第二章経世済民論、にお

- いて氏は、雅之の農村疲弊論を、(一)法制立たぬ弊、(二)革政と均平、(三)農民の困窮と土地喪失、の三点から検討し、ついでその対策について述べ、(一)減税論批判、(二)均田法、(三)流通経済公営制、(四)農商の法、(五)郡司制度、の五点をあげられて、雅之の論策には未熟で実行難のものも少なくないが、四民の均平を目的とする革政の断行、その二大目標として土地の均分と流通統制を提唱した点に、重要な意義が認められると評価されている。
- ⑫ 伊東多三郎氏「維新期の農村の国学者鈴木雅之の改革論」(森克己博士古稀記念会編『史学論集・対外関係と政治文化』第三編所収)
- ⑬ 前掲『治安策』一五九頁。
- ⑭ 成田図書館蔵(写本)『民政要論略編』。
- ⑮ 同右書。
- ⑯ 同右書。
- ⑰ 同右書。
- ⑱ 同右書。
- ⑳ 同右書。

五、山崎由良治と堀田正睦の陰徳講

天明飢饉を契機に、それ以降佐倉藩領農村の人口減退現象は明らかとなり、この回復は天保期佐倉藩農政にとって焦眉の急ともいべきものであった。郡奉行手代山崎由良治は、すでに文政末年に人口問題に対する建言を藩政要路に行ない、天保六年(一八三五)一月をもって、「陰

「徳講」という民間組織を設け、子育て対策を具体化している。^①この講は、由良治が佐倉藩山形分領当時、隣国出羽秋田藩の「感恩講」制度に模倣したものとみられてもいるが、その設立の趣旨は『陰徳講帳面』（奉加帳）の前書に明らかである。^②

子孫繁昌、永続之儀を、願さる人無之候得共、人の子の多少ハ、天より授りもの^三而、稀に子なき人、神に祈り願ひても、其甲斐なく候得は、子供一人は千金にも、かへかたきものにて可有之候、然るに近年人氣あしく、貧窮者子供二人も有之、母の手からみになり、父の稼計にてハ、暮兼候より、思案にあまり、其余の胎身ハ手業にておろし、又は生子を返し候者もまま有之、誠に歎敷事候、無心鳥獣も、親子のあはれハ知るものなるに、ましてや人の親として子をおろし、子を返すことの、なさけなきを不弁、抛無之、貧しきにせまりての事に可有之候得共、天道の冥理も尽、神仏の咎もまのあたりにて、母の躰に怪我もあり、よしや怪我なくとも、母の躰をいため、病身となり、終にハ命数にもかかはり、貧窮と成事、傷ましきことに存候、我等地方掛にて、数年廻村いたし候得ば、右様の風儀も止度、拾ヶ年以前より、所懇意の者に、含之儀も嘶候処、漸ク心願相叶、兩人ニ而金百両、当未より来る戌年迄、四ヶ年に金いたし呉候筈ニ付、人民生育之儀、御仁政ニ茂可相叶筋と存候、依之陰徳講世話いたし、追々貧窮者之生子を育て、数年之後は数百人の命を助候ハハ、以上の陰徳は有之間敷と存候、御同志の方は、金銭者勿論、何品にても多少によらず、加入之品、此帳面に仰書印可被成候、何程にても元入積金、追々調達に差上置、五ヶ年目亥十二月より、御利分金丈、割合少々宛にても、年々子育て当ニ施し、極貧之者に遣し申候、尤施し始の年々その宿奇宿奇江、渡方世話人相立申候、以上、

天保六乙未十一月

山崎由良治^③

これによって、由良治は地方廻村時の生まなましい見聞を契機として、十年前から「子おろし・まびき」による人口制限の悪風矯正のため懇意者を勧説し、漸ク心願が叶って、「懇意者兩人」により、天保六年から九年まで、四力年々賦の醵金百両を得られることになった。これが設立への直接的動機であったのである。^④

由良治の発案による民間組織としての陰徳講が藩の政策として正式に導入されたのは、天保九年二月である。英明な藩主堀田正睦は、同年二月二七日、左の「子育て教諭直書」を領内に下し、人口増加策になみなみならぬ決意を示している。

在中にて胎内の子をおろし、うふ子をつふす事有之由、鳥獣さへ子をおろし、おのか命をとらるるまでも、子をうはわれしとするものなるに、ましてや人として子のかわゆくなき事はあるまじなれと、全田畑のかせきのさまたけをいとい、貧しきにかまけてのわざなるへ

し。まれに子なき人いか程ほしく思ひても、金銭にてかわれぬもの也、それに親の手つから殺す事、鳥けたものにもおとりたるわざにて、右様の事いたす人は、神仏も深くにくみたまひ、天の咎もまのあたりにて、其家によき事は来らす、終にはますますこんきふするなり、此道理をよくわきまへ、此後我等領内にて子をころしつふす事、決而いたすましく候、^⑥

これより佐倉藩における、人口政策は、教諭、処罰、保護の三方面から活発に展開されたわけだが、その具体的中心をなすものは何といつても「陰徳講」であつた。藩庁内の組織として「子育掛代官」及び「子育掛手代」が任命され、また「子育大世話」・「子育小世話」役が農民の中より選ばれ任に當つたことも確実である。^⑥ 正睦は当初講基金として御手許金一千両を繰出し、かつ領分中の有志から講加入者を募り資金を集めた。講金は子育掛が管掌し、年賦をもつて村方に貸付けた利子を子育人用にあてた。つぎに、正睦によって取立てられた「陰徳講」積立金運用は、左の「積金仕法」のとおりである。

- 一 金千両はは上々御出金有之、年々壹割之利分にて、御貸附ニ相成、年々百両宛、子育人用相成候事
- 一 金何両

是は御領分中に而、加入致度望之者有之候はは、金壹分々以上は望次第多少ニかかわらず、加入可為致候間、掛之者江可相納、其節御帳江名前金高等、相記受取可差出候事、

- 一 年々壹割之利分ニ而貸附年々利分之半金は元金ニ相成、半金を以て子育人用ニ相成候事、
- 一 来ル亥年々十ヶ年目申年加入金之半分戻し遣し、翌酉年々午年迄十ヶ年目ニは皆戻しニ相成候、尤金壹両々以上ハ右割合ニて割戻し遣し、其以下は割戻し無之事、
- 但追々加入之者、割戻之金割合之義拾ヶ年、貳拾ヶ年目、本文ニ準し割戻し遣し候事、
- 一 他領ニ而茂、望之者御座候ハハ加入可為致候事、
- 一 子育掛之面々左之通、

郡奉行	宮崎	平太夫
代官	水飼	五八郎
	水飼	庄之助

押畑村陰徳講金加入者とその持高

名	陰徳金	持高	名	陰徳金	持高
九兵衛	1 両	石 13.07	六右衛門	1 分	石 9.02
嘉兵衛	1 両 2 朱	10.58	仁左衛門	2 朱	不明
武左衛門	1 両	14.49	治郎左衛門	1 朱	6.05
七右衛門	1 両	13.88	三左衛門	1 朱	6.98
幸組頭	3 分	6.35	七左衛門	2 分	11.50
清兵衛	2 朱	不明	治郎右衛門	1 分	7.85
百姓代	1 朱	2.77	三郎兵衛	1 分	10.78
八郎兵衛	1 朱	3.35	直右衛門	2 分	11.22
重兵衛	1 朱	8.83	弥兵衛	3 朱	6.10
太兵衛	2 分	8.49	利左衛門	1 分	9.63
作兵衛	3 朱	10.00	清左衛門	1 朱	5.56
組頭	1 分	9.66	幸右衛門	1 分 3 朱	5.73
右衛門	1 朱	18.98	又左衛門	1 分	9.85
八右衛門	2 分	9.71	安右衛門	3 朱	4.32
重右衛門	1 分	5.86	七郎左衛門	1 分 2 朱	10.26
七郎兵衛	2 朱	7.45	市右衛門	1 分 2 朱	1.73
太郎兵衛	1 朱	4.97	仁兵衛	1 分	11.00
太郎兵衛	1 朱	5.66	喜兵衛	1 朱	3.38
四組頭	2 分				
新兵衛					

(安政5年「陰徳金加入帳」、安政2年「田畑名寄帳」による)
 ※木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新一下総佐倉藩』より引用。

近世後期房総社会事業史の研究(一)

二七

これをみて、講への加入は全農民へ強制したわけではなく、最低金一分は出資出来る階層より金を集め、その貸附利金をもって下層農民の子育に当てたことが察せられる。子育掛は藩主の論文の趣旨を領民に徹底させるため、論文を長手に納めて昇がせ、この年に始まって、七年目毎に各村を巡回、各村名主方へ老幼男女一同を召集し、まず論文を玄関に掲げて拝させた上、郡奉行が読聞かせて懇諭した。また、家中へは大目付を通して御教諭書の写を渡し、陰徳講へ加入することを勧説している。⑧そこで、陰徳講実施の状況を先学の研究にみても、安政期のものであるが、上の表によれば、講金の加入者は三六名で全戸数の三分の一に当る。この村では五石未満層が大多数を占めているのだが、陰徳講に加入している者の中は五石未満は僅か六名であり、総体として上位持高農民が加入し

右者此度被仰出候処、加入金之儀、しるて可差出との義に而は曾て無之候得共、無此上も難有思召ニ候間、五郷取締は勿論、村役人共厚く相心得、小前末々江迄、不残様為申聞置可申候、当人ノ望候者は格別、勸候様なる義は無用たるべく候、
 天保九年戊二月
 当方役所
 村々⑦

手代 山崎 由良治
 光野 弁藏

ており、五石以上の農民は、七、八名程を除いてはこれに加入しているのである。こうしたことから、子育て仕法の中心施策たる陰徳講は、村落中、上層農民を実施上の基礎とし、かれらの協力―恐らくは強制を伴ったものだろう―によって始めて可能になったものであった。^⑨この結果、人口問題に関して言えば、その実効はみるべきものがあつたといえる。安政五年一二月の「代官取調書」によると「子育て教諭」が城附村々に発せられた天保九年の城附農村の人口総数は六一、九五四人、弘化四年〓六六、八六四人、嘉永六年〓七一、一五九人、安政五年〓七四、二九三人と着実に増加した。天保九年(一八三八)より安政五年(一八五八)までの二一カ年に一二、三三八名、すなわち天保九年に比して二〇%増である。もっともこのような増加は佐倉藩領のみ現象ではなく、下総国全体としては、天保五年四〇二、〇九三人、弘化三年〓五二五、〇四一人、明治五年〓六四五、〇二九人とまさに激増しているので、佐倉藩の人口増加を政策にのみ帰することはもちろん不当であつて、人口増加を可能にする基礎条件―農村における生産力の安定と上昇―が成熟してきたことを認めねばならないであろう。^⑩佐倉藩主堀田正睦の子育政策に関連して、陰徳講のほか、医療制度上の「種痘仕法」の実施にも注目すべきであるが、それは別稿に譲りたい。

註

- ① 木村礎・杉本敏夫氏編『譜代藩政の展開と明治維新―下総佐倉藩―』二二三頁参照。
- ② 佐倉市史編纂委員会編『佐倉市史』巻二。「人口問題対策としての陰徳講」(篠丸頼彦氏執筆)によれば、埴生郡の田安領における子育て仕法を基本としたものではないかと推測されている。なお、墮胎・間引の弊風は佐倉領では印旛沼縁の村々と埴生筋の方面が特にひどかつたので、由良治の努力も成田方面には特に力をいれたものともしている。同書は、佐倉藩の陰徳講(子育て仕法)に関する史料を豊富に掲載しており、且つ記述も詳細であつて参考になる。
- ③ 高橋梵仙氏「関東諸藩と御料の人口増加政策一瞥」(大東文化大学紀要号)三五―五頁。
- ④ 同右書三六頁。
- ⑤ 前掲『佐倉市史』巻二、一四五頁。前掲木村・杉本氏編著二五四頁。
- ⑥ 同右木村・杉本氏編著二三頁。
- ⑦ 前掲高橋氏稿三七―八頁。木村・杉本氏編著二二四―五頁、『佐倉市史』巻二、一四五頁にもほぼ同様の文書がみえる。
- ⑧ 同右高橋氏稿三八頁。領内廻村の次第については、前掲『佐倉市史』巻二に詳しい。
- ⑨ 木村・杉本氏編著二二六頁。
- ⑩ 同右書二二九―三〇頁。

六、大高善兵衛・平山忠兵衛・同仁兵衛と育児事業

上記にみて来たとおり、近世後期房総農村における墮胎・間引きの悪習は、村方指導者や国学者・経世家の間で問題視されるとともに、その根絶が叫ばれ、具体的な仕法も提起され、佐倉藩の場合には藩の政策のなかにも根をおろしていった訳であるが、ここでとりあげる三人は、いずれも民間育児事業の実践家として史上に残る顕著な活動を試みている。

(一)、大高善兵衛

大高善兵衛は、上総国武射郡富田村（現成東町）出身の豪農であり、大高家第六四代目の善兵衛を名のり、一二ヶ村の大庄屋として苗字帯刀を許されていたといわれる。^① 彼の手記によれば、墮胎および間引が流行化したのは天明六・七年（一七八六～一七八七）の飢饉のころからだとし、続いて、その実情に及んで、「極貧にて厄介を厭ひ、又は老親介抱などと唱、追々盛と相成申候、或は産後兩三日相立、産婦血症にて相果て候跡にて、赤子差置候ては、母之幽魂迷冥途候などと唱、親類は勿論、近隣之輩打寄乍生、死母同棺に埋候類なども間々有之」と記し、さらに「右等の次第にて推考仕候得ば、遂には嫡出之外、不殘相埋候様相成、後には父母と雖、老衰多病にて、暮し方に差支候節は、捨殺候様にも、成行可申も難計」と歎じている。^② 善兵衛の伝えるところによると、元禄のころのこの地方には、一千人の人口があったが、一六〇年後の安政（一八五四～一八六〇）になると五一七人と半減しているのがわかる。離村し他出した者を含めたとしても、いかに間引等の悪弊があつたかを絶たなかつたか想像にあまりあろう。かれは二六才から、かかる状況を見るにみかね悪習をたつべく憤然として立ちあがつた。富田村の地頭に向つても教育対策等につき幾度びか請願を続けたが良策はかえってこず、結局自らの労力と私財をつぎ込んで育児救済の旗手となつた。自ら廻村して戸毎に説き、人毎に諭す一方、自家の門傍に嬰兒孤児を収拾養育する旨を掲示した。その文には、「困窮多子にして育て難く、寄るべなき孤児あらば、我に与ふへし。之を養育して、一人の農人となすべきなり」とある。大高家の菩提寺である光明寺の過去帳の記録によると、「嘉永七寅年、大高ひろい子三才」とあるのがひろい子の死亡記録ではもつとも古く、一八四五年にはすでに孤児養護の第一歩を踏み出していた。

当初、善兵衛は二人の番頭に命じて村の妊産婦を調べさせ、そこへ直接訪問して行つては、責任を持つて育てるから必ず生むようと約束した。かれのたゆまぬ勸説の結果、のちには育児数の制限をせねばならないまでに至つたので、従来の育児方針を改め、母乳の出ない子に限り大高家が乳母を雇つて養育し、母乳の出る赤ん坊は三年間経済的援助を行ない母親の元で育てさせ、四年目からは今迄通り大高家で子育することとした。つまり、母乳の出る親元での育児に対しては、出産雑費手当てとして一時金一両、育児援助金として年三両を三年間にわたつて支給していたのである。このようにして收容鞠育した貧児孤児の数は、実に三〇有余人に至り、成人の後はこれをおのおのその抛る所を得せしめたとされる。善兵衛が三〇余人を教育するに要した費用は千数百両にも達したといわれ、のちに大高総本家が破産するに至つた主要な原因の一つにあげられている。^③

ところで、善兵衛の教育活動はさらに進み、自分一個の力をもつて従来の弊習を矯正することの限界を知るや、家を弟信蔵に譲り、江戸に出て勘定奉行御支配所役人佐々木道太郎を訪ね、自著を添えて「悪習禁止・救済の法」を設けられるよう献言し、これを続けること滞在三年に及んだ結果、誠意を納れられ、万延元年(一八六〇)六月御支配所役人佐々木道太郎は、安房・上総・下総支配領の家別に論文を發したのである。善兵衛は、江戸滞在中に同じ目的のため江戸に奔走中の武蔵秩父郡大宮郷の井上如常を知つた。如常の文久二年(一八六二)五月二五日の日記(「井上如常壬戌夏日記」第二)には、善兵衛の活動と佐々木道太郎支配所管内調査結果の様子が、つぎのごとく記されている。

舟町ノ入来、昼後大高氏入来、兼而歎願候処之、佐々木道太郎殿御支配所、安房・上総・下総・常陸之内、十万石余之所、子供五人已上養ひ候もの、御調有之候処、房州ニは相応多人教育之、外三ヶ国には至而稀成事ニ候由、依之子間引多き事も御承知相成候由也、上総国内も南上総・房州近き第二八四十年前迄は、至而稀成所、追々当風押拵候よし也、武射郡辺之奉公人ハ、多くは南上総のものニ候所、以後は減少いたし候由也、

安政五年(一八五八)一二月には、井上如常と共同で勘定奉行所に対し再度の歎願を試みたが却下になり、その後もしばしば上言した。最後には東叡山輪王寺宮の力をかり、万延元年前記の如常とともに歎願書を草し、幕府に稟申したが、幕府は王政維新に直面という時代であつたため、その効をえずじまいに終つた。結局、善兵衛の江戸における運動は画餅に帰してしまつたのである。^④

明治にはいり、新政府のもとに廢藩置県が断行されると、木更津県では、開明的県令柴原和によつて育児仕法が企てられたのであるが、その際善兵衛は、弟とともに率充して育児資金を上納し、かつ教育実施に協力している(命ぜられて育児取締となつてゐる)。明治六年(一八七三)

木更津県はかれと弟に対し銀杯一組と白絹一匹を褒賞として与えた。左の一文によれば、幕末におけるかれの教育運動は、新政府下の木更津県にあつて、漸く実を結ぶこととなつたといふべきであらう。

上総国武射郡

富田村善兵衛養父

大高 保藏

同村戸長

大高 善兵衛

其方共儀、從來墮胎洗児ノ悪弊ヲ慨歎シ、一家ノ力ヲ以許多ノ棄児ヲ保育候上、広ク国内育児ノ方法ヲ案シ再三旧幕府エ及懇願、其他貧民赤子ニ種痘ヲ施シ之カ為夥多ノ資財ヲ竭シ候末、今般於当県育児方法相設候ニ付、家産ノ衰ヘシヲ不顧衣食ヲ節約シ為育児資本善兵衛ハ貳百五拾円、保藏ハ別ニ五拾円差出シ、且近傍諸村ヲ鼓舞シ育児方実地施行ノ場合ニ至リ候段奇特ノ事ニ候、依之為褒賞善兵衛エ三ツ組銀一盃壹組、保藏エ御絹壹匹被下之、

明治六年二月二八日^⑤

(二) 平山忠兵衛

平山忠兵衛(正義)は、下総国香取郡錦木村の豪農の出であり、酒造家でもある上に、旗本と姻戚関係すら結んでいた地方きつての豪家である。当時、下総の香取・海上両郡には平田国学が広く普及しており、平山家(忠兵衛)の分家の当主満晴は篤胤の門人に名をつらねた国学者であつた。忠兵衛は、父正名に続いて儒学を学ぶとともに国学をも学び、先に述べた隣村松沢村の名主で篤胤の高弟宮負定雄とまじわり、いつばうで天保五年以来、大原幽学の教えを乞うてもいる。さらにかれは、印旛郡久住村の歌人神山魚貫、香取郡滑川町の国学者椿仲輔を迎え、また佐久良東雄・大畑春国・大国隆正・安藤野雁らの勤王家の来遊を迎えてもいる^⑥。相当な文化人であつた。

忠兵衛の救済事業として注意をひくのは、まず天保飢饉に際し(天保八年二月二五日)、錦之の貧民五七戸の家族に対し、三〇日間粥の施行を

なし、なかでも歩行に堪えざる老病者等には、一人に付白米三升五合宛を施したといわれる点である。また、「子おろし・まびきの」悪習を敷じ、天保六年(一八三五)五月、その救済方を領主原田(左近)氏に請願している。

恐乍以書付奉願上候、

一 下総国香取郡竊木村百姓忠兵衛、乍恐奉申上候

近年上総下総兩國之内、其惡敷風俗之処有之ニ付、人民減少いたし候哉、村々潰家多く田畑耕耘不精、荒廢之場所數多相見之候、其起りを愚案仕候処、まひきと申事、致流行候故に御座候、まひきと申ハ凡て農家にてハ、小兒兩三人之外ハ出生いたし候ても、不育等之事と相心得、妊身之内、わざと流産いたすものも有、又ハ出産之砌殺す族も有之、邂逅小兒數多育候ものを、外より彼是誹謗被致、且又貧民ハ厄介多くてハ渡世難儀なる故、右様之風儀に成行候敷と奉存候、依之非命にして死亡するもの夥敷有之趣ニ御座候、誠に歎敷事ニ奉存候、若此一事相止み候ハハ、逐年人民殖、田畑耕作精き故、取実も多く、人力行届、廢地も自然と開け、往々は莫大之御益に可相成、乍恐奉存候、何卒右之一義相止み候様、御仕方被仰出被下置候はば、广大之御仁恵、冥加至極難有仕合奉存候、以上、

原田左近知行所

下総国香取郡竊木村

百姓 忠兵衛

上⑧

右の願書から間引等による人口減少とそれに起因する農地荒廢の状況が知られる。先にも述べたごとく忠兵衛は一族に平田国学の門人を持ち、かれ自身も国学者宮負定雄と親交があつたし、また天保六年といえは、このころかれは幽学にも指導を受けていた。したがって、忠兵衛の言動には、つぎにふれる父親の遺言もさることながら、平田国学の影響による墮胎・間引禁止↓人種子殖↓国益觀や、幽学的な家永統觀が背景にあつたとみることはいかならぬであろうか。農業の生産性向上をめざし、農村の危機を打開しようと試みる豪農忠兵衛にとっては、人口の減少はまづもって押止めねばならない喫緊事であつた。

天保九年(一八三八)、忠兵衛は父正名の遺言を受けて「子おろし・まびき」の禁止と救済のため、貧兒養育資金献納願を提出している。

口上

私之父事、先年臨終之砌、私へ申聞候二者、其方も知通り、村方貧窮之者共小児養育相成兼、出生之節殺候もの間々有之、実に歎敷事故、いかにもして永々救申度候へ共、我等如きの身上者、盛衰早く永久救済候事相成間敷種々工風いたし漸存仕方者、家業出精暮方を減し、其余分を積置、相応之員数にも相成候はば、御上様え奉差上、御貸金之御加入之儀奉願上年々御利息頂戴いたし、是を以、永く救ひ申度、是迄儉約致し候へ共、追々不仕合之儀、打続不及力、心願空く相成候段残念ニ存候て、其方我等か志を継呉候様懇勸に遺言無程相果申候、私儀も亡父之遺命難忘、精々儉約仕、金千両にも相成候はば奉願上度、年来心懸罷在候へ共、不存寄物入散財之儀度々有之、右志之員数調達行届兼、少分之金子にて如何敷者奉存候共、金五百両程、御貸附金え御差加ひ之儀、奉願上度心事ニ御座候、右御聞届に相成候ハハ、私儀者不及申上、亡父義、如何計敷草葉之蔭にて、難有可奉存候、

小児救方之儀

壹人ニ付金五両

但當歳より五歳迄毎年金壹両宛、五ヶ年に差遣し候様仕度奉存候、^⑨

忠兵衛のこうした貸附利子による子育仕法の献策も、結局は前例なく、かつ取扱いに手数を要するとの理由から領主によって取りあげられなかった。そこでかれは、教化によって弊風を打破し、人口増加をはかるべく、安政四年（一八五七）『子孫繁昌手引草』^⑩という小冊子を印行して近隣の者たちに分与している。

(三) 平山仁兵衛

平山仁兵衛は、先記大高善兵衛の家弟だといわれる。富田村の大高総本家から遠く八日市場の富谷村の豪農平山家（豪商「釜屋」）へ婿入りしたのである。仁兵衛は、前述のように兄の善兵衛が江戸に出向き、幕府に対し貧児救育対策を歎願している間、その手助けとして兄にかわって一部養育活動を行なっている。ところで、仁兵衛の語るところによれば、「過る戌年中隣郷川口村某なる者不幸にして妻を失ひ、多子にして、殆ど小児の養育も相成がたく、当人並親類之人々よりひたすら相歎れ、三才之男子壹人引取候て、ひそかに養ひえさす事とはなりぬ、実

に諺の如く、隠るるものハ顕るる習にて其後近辺之風聞相たち、右様之類相殖へ、此節にては前後凡ニテ拾人程之小児養置候事にて、右は何れも多子にして親に後れ、又は焼失杯致し、極めて不仕合之類実に見るにしのびす、不便之余り引取て養ふ事にハなりぬ^①と、その子育の契機についてのべている。そして、仁兵衛は多くの陰徳の同志から資金の援助を得、保母・教師を雇い養育施設を設けて百余名にも及ぶ多くの児童に對し手習い・算術・礼儀を教え、手に職を与え分家させるまでに至った。現在、八日市場市富谷村の平山家(謙之助氏)には、当時の仁兵衛による養育活動を物語る文書史料が豊富に残存している。いま、『千葉県史料・近世編・下総国上』所収の文書より、養育の実例と仁兵衛の貧兒教育事業に対する民間慈善家の資金援助の実態をながめてみたい。最初に掲げる子育証文には、子育願いの理由及び親権の委任について述べられている。

差上申一礼之事

一 私儀近年不仕合打統難涉ニ罷在候処、去戌年妻死去被致、其後昨年焼失仕、殊ニ多子ニして養育ニ差支候ニ付、私娘子五才ふさ儀、此度貴殿え養育相願候処、早速御聞濟御引取被下、千万難有仕合ニ奉存候、然上は以後何れ之御取計ニ被成候共、貴殿之思召御勝手に可被成候、以来我等は不及申、親類組合近所たり共、故障之筋一切申入間敷候、万一彼是申もの御座候ハハ、証人之我等何方迄も罷出、取分貴殿え少も御迷惑相掛申間敷候、成人後何れ之渡世被致候共、我等方ニて引取ケ間敷義は不及申、立寄内談一切致間敷候、為後日之一礼差上申処依て如件、

元治元年

甲子十二月十日

飯塚村

当人親

忠兵衛(印)

山崎村

親類証人

市右衛門(印)

富谷村

子育

世話人中

つぎの分家証文では、

分家譲一札之事

一 金百兩は 但し普請手当金也、

右は追て普請致し候せつ相渡し可申候、

一 金百兩は 但し渡世元手金也、

合金貳百兩也

一 其方儀、幼少之折より我等方え引取養育致し置候所、最早年頃ニも相成り候ニ付、今般相改メ、前書之手当金を以、分家致し候間、以

来別紙申渡し之趣堅相守、正露ニ相勤メ可申候、依之譲一札如件、

文久元年^⑬

西九月 日

平山仁兵衛福秀(印)

同 桂助え

とみえ、養育し成年した者に分家独立させるための経済的な援助を行なっている。これに対し桂助が本家の当主に差出した請書には、
差上申御請書之事

一 金百兩は 但し請手当金也、

一 金百兩は 但し商売元手金也、

合金貳百兩也

一、私義幼少之折より御手元え御引取、是迄永御養育被成下候、御蔭ヲ以人並ニも育立候と御思召被下、今般前書之御手当ヲ以、別家被仰付候段、重々難有仕合ニ奉存候、且親彦助義も、流浪中より御約介ニ相成り、其後私同様御引取永年之間、親子共御約介ニ被成下候上ニ

て、右様廣大之御厚恩を請上、分家被仰付候義、誠ニ廣大之重恩ニ御座候間、右御手当ヲ以、是より永続仕候様、第一ニ心掛相守可申候、猶後年ニ致り候ても、永謀逆不仕、本家を大切ニ相守様、子孫え申伝、何事も御本家より被仰付候義は一切相背申間敷候、且又家事取締方其外共被仰付候通、急度相守可申候、若少ニても、不正之取斗へ等有之候えは、何様御糺明被仰付候共、其節ニ致り壹言之申訳不仕、御糺明通り可仕候、為後年御請書差上申所依て如件、

文久元酉歳

九月 日

桂助

御本家

平山仁兵衛様

とあり、桂助・彦助の親子ともに仁兵衛の仁恵に預っていたことが知られ、かくて桂助は、本家筋(仁兵衛)に対し子々孫々まで忠誠を尽すと誓っている。

ここで『陰徳連名帳』より、養育活動の趣旨および方法と、仁兵衛に協力し帳簿に名を連ねた養育資金援助者を一瞥しておきたい。

一 近年困窮にして子多き者、又ハ生ながら母なき歟子の為に、親の養成かねるの^{いかい}間引候よし、鳥獸たりとも子を惜さるハなし、況や人間にいておや、子を殺は親を殺と思ふへしという事、古書にあり憐べし、是によつて私共当分村内だけはを救ひ養育いたし候処、追々子多相成、自力ニ及かたく、此度御仁恵の御助成多少ニかわらす希のミ御陰徳の随一なり御記帳下され候とも、何歟御差合御座候年は、御断ニても苦からず、押て願ふにあらず、

- 一 生子の儀ハ、その母に三年之間養育相頼ミ、扶持米並小児の衣類相乞い、四ケ年目引取申候事、
- 一 生ながら乳切なき、子ハ早速引取、婆をよひ、養育仕候事、
- 一 成人次第農業ハ申及す、手習学文及すなから致させ申候事、
- 一 男ハ十五歳、女ハ十三歳より十ケ年之間奉公致させ、御給金を以跡小児手当金之内へ差加へ可申事、
- 一 絹縮面一切相用させ申間敷事、
- 一 此帳面御覽之上、御仁慮の思召御座候ハハ、御記帳之御沙汰奉願上候、私共よりしいて御進不申候事、

一 養育の用向にて集會いたし候とも、奢かましき事は一切致不申候事、
一 鏝一文たりとも私の斗ひいたし候ハハ天罰をかふむるのミ、

文久四甲子年

正月吉日

御地頭所

一 神谷新之丞様

御地頭所

一 林新之助様

養育中年々

一 米拾表宛

八日市場

一 施薬医

伊能 巖雄(印)

同

一 施薬医

中山 良庵(印)

近世後期房総社会事業史の研究(一)

寅二月二十八日

一 金壹両也

年々

一 金百疋宛

年々

一 金百疋宛也

御沙汰次第可相納候

一 金五両也

慶応二年寅正月二日相済

富谷村

治兵衛(印)

平四郎

豊吉

藤兵衛

七右衛門

源兵衛(印)

仁兵衛(印)

飯倉村

片岡 佐右衛門

八日市場

釜屋 与八(印)

小見川

釘屋 忠兵衛(印)

高井久之丞知行所

百姓某(印)

近世後期房総社会事業史の研究(一)

年々	一	金貳朱宛	足洗村	米屋市右衛門(印)	年々	一	米壹斗宛	下宮谷村	鈴木重右衛門(印)
年々	一	金百疋宛	吉崎村	宇野沢 久兵衛	年々	一	金五拾疋宛	銚子飯沼	津の国屋善兵衛
一	一	金貳朱宛	上総富田村	大高 庄右衛門	一	一	金壹朱也	千鶴園戸村	松野屋太右衛門
年々	一	金壹朱宛	大寺村	今川屋市郎左衛門(印)	一	一	金壹分也	久井崎村	石橋五郎左衛門(印)
年々	一	金壹朱宛	紀州海士郡日方浦	松 田 栄 助	年々	一	金壹朱也	平川村	日暮五郎左衛門(印)
年々	一	金壹分宛	大寺村	越川 嘉左衛門(印)	一	一	金五拾疋宛	大矢作村	根本 玄 蕃(印)
年々	一	金百疋	平山郡	松 井 中 正(印)	一	一	金百疋	御普請方出役	島 永 利三郎(印)
年々	一	金五拾疋宛	椎名内村	和泉屋 佐兵衛	一	一	金五拾疋	神谷内	結 城 兵 助
年々	一	金貳朱宛	信州飯田	正木屋 源之助(印)	※(此間紐にて綴込み有り)	一	金百疋	石 橋 治兵衛	石 橋 治兵衛
年々	一	金貳朱宛	八日市場本町	伊勢屋六右衛門(印)	一	一	金五拾疋	磯 部 藤兵衛	磯 部 藤兵衛
年々	一	金貳百疋宛	富谷村	平 山 氏	一	一	金壹両也	奥州福島本町	和泉屋久治郎(印)
年々	一	金五拾疋宛	常州水戸太田	会津屋 利兵衛(印)	一	一	金壹両也	伴 藏	伴 藏

右の連名帳前書から、①母ある貧児に対しては、三ヶ年の養育費を支給し、四年目に施設で引取ること。②母なき子は直に施設で引取り、うば

によって養育すること。③施設で養護されている乳・幼・児童は成人すると、農業は無論のこと、手習学問を教導すること。④男児は一五才、女児は一三才から一〇年間奉公させ、その給金を小児の養育費の財源に加えること、などの養育仕法が知られる。陰徳の同志は、主として近郷の豪農・豪商であるが、仁兵衛の顔の広さから、江戸・その他の豪商達の協力もえている。ことに金額の右肩に「年々」と記載があることく、継続的資助をうることに成功している点は注目すべきであろう。明治六年、民部省は仁兵衛の功績をたたえ、金二百円を贈っているが、かれはその賞金を富谷村五五戸に対し毎戸金百疋、赤飯一重に分配し、その残りを活用して資金とし、「義倉元立農馬貸附業」まで創設し村落の自力更生に尽力している。

註

- ① 大高栄一氏『稿本大高善兵衛』六～七頁。
- ② 前掲高橋氏稿三九頁。
- ③ 前掲大高氏稿。内務省地方局編『民政史稿賑恤救済編』参照。
- ④ 前掲高橋氏稿四〇～一頁。
- ⑤ 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料・近代編・明治初期二』五六頁。
- ⑥ 前掲『大原幽学』八二頁。前掲「豪農平山家の学問」参照。
- ⑦ 前掲高橋氏稿四三頁。
- ⑧ 『平山家記録』（同右稿四四頁所収）。
- ⑨ 同右稿四四～五頁所収。

⑩ 高橋梵仙氏『日本人口史之研究』第二卷。本庄栄治郎編『近世人口問題史料』等所収。筆者蔵版本。

⑪ 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料・近世編・下総国上』二九〇頁。

⑫ 同右書

⑬ この時点では大高善兵衛から引継いだ者を分家させているとみられる。仁兵衛自身の手になる養育事業は文久二年から出発したであろうから。

⑭ 前掲『千葉県史料・近世編・下総国上』二八九～九三頁、元治元年九月の『陰徳連名帳』参照。なお同帳の附言には、三カ年の養育費として、

一金三両也

但の登ヶ年分

一金壹両也

右同断

とみえている。

母え手當也、
生るたる子え
衣類之手當也、

付記、前掲本庄氏編著によれば、大高善兵衛の教育活動の舞台となっている武射郡富田村の人口制限の状況とその救済策について、「富田村記録」を通し詳細に論述している。参照されたい。